

平成16事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成 1 7 年 6 月

国立大学法人
横浜国立大学

大学の概要

(1) 現況

大学名：横浜国立大学
所在地：神奈川県横浜市
学長名 飯田嘉宏（平成16年4月1日～）
理事数 4
監事数 2
学部・研究科・附置研究所等の構成
(学部)教育人間科学部，経済学部，経営学部，工学部
(研究科，教育部・研究部)
教育学研究科，国際社会科学部研究科，工学教育部・工学研究部，
環境情報教育部・環境情報研究部
(本学では，学則の定めるところにより，工学教育部を工学府，工学研究部を工学研究
院，環境情報教育部を環境情報学府，環境情報研究部を環境情報研究院と称しており，
以後学内呼称を使用する。)
(関連施設)附属図書館，大学教育総合センター，安心・安全の科学研究教育センター，
共同研究推進センター，留学生センター，総合情報処理センター，
機器分析評価センター，RIセンター，保健管理センター，
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー
峰沢国際交流会館，留学生会館，大岡国際交流会館
学生総数及び教職員総数(16.5.1現在)
(学部学生数): 8,170人
(大学院学生数): 2,579人
(児童・生徒数): 2,445人
(教員総数): 748人
(教員以外の職員総数): 292人

(2) 大学の基本的な目標等

横浜国立大学は，大学に課せられた使命を全うするために，四つの具体的な理念を掲げ
ている。現実の社会との関わりを重視する「実践性」，新しい試みを意欲的に推進する「先
進性」，社会全体に大きく門戸を開く「開放性」，横浜から世界に向けて発信し，海外から
も広く人材を受け入れる「国際性」である。

本学は，上記の理念を実現するため，平成16年4月1日に「横浜国立大学憲章」を以
下のとおり定め，これを「本学が目指すもの」として大学概要，大学ホームページ等で公
表している。

横浜国立大学憲章

横浜国立大学は，現実の社会との関わりを重視する「実践性」，新しい試みを意欲的に
推進する「先進性」，社会全体に大きく門戸を開く「開放性」，海外との交流を促進する「国
際性」を，建学からの歴史の中で培われた精神として掲げ，21世紀における世界の学術研
究と教育に重要な地歩を築くべく，努力を重ねることを宣言する。

この理念を実現するために以下のことからを長期の目標として定める。

実践性

諸問題の本質を見極め，時代の変化に対応し得る柔軟で創造的な問題解決能力を涵養
する。現実の生きた社会に原点を置く学問を志向し，教育と研究の成果をもって社会の福
祉と発展に貢献する。

先進性

国内外の研究者と協調しつつ最先端の研究成果を創出して，人類の知的発展を主導す
る。教育，研究，社会貢献において，自由な発想と斬新な取り組みを支える柔軟な組織を
構築し，効果的な運用がなされるよう努力する。

開放性

市民社会，地域，産業界，国，諸外国が抱える課題の解決に寄与する教育と研究を実
践する。学生と教職員の社会参加を支援し，教育，研究，運営のすべての面で社会に開か
れた大学を目指す。

国際性

世界を舞台に活躍できるコミュニケーション能力を持ち，異文化を理解する人材を育
成するとともに，留学生・研究者の受け入れ・派遣を促進し，教育と研究を通じた諸外国
との交流の拡大を図る。

以上，実践を旨とする横浜国立大学は，透明性の高い組織と運営体制を構築し，計画，
実行，評価のサイクルにより個性ある大学改革を推進する。さらに，都市空間に在りなが
ら，さわだって緑豊かなキャンパスを有する本学に集うすべての学生と教職員は，恵まれ
た環境を維持しつつ，心身ともに健康な大学生活を営むことを目指す。

全体的な状況

教育学系・社会科学系・理工系がそれぞれ固有の教育研究風土を育みながら活動を展開してきた横浜国立大学にあっては、学長を含む役員サイドと各部局長との連携協力の中で学長のリーダーシップが発揮できる仕組みの構築を目指している。

そのために、定期的に役員・部局長合同会議を開催し、大学の教育研究や運営をめぐる諸課題について意見交換を行うとともに、学長が指名する3人の学長補佐、及びそれに相当する3人の教員、並びに事務職員から構成される組織を設け、学長から指示された事項に関する中長期的視点からの検討を行っている。

この組織を設けた意図としては、学長のリーダーシップ発揮のための基盤強化という側面と、教員と職員がこれまでの経験と経験にもとづくアイデアを互いに出し合い、法人化された大学の新たな経営を担う姿勢を共有するという点にある。

以下においては、教育、研究など個別の課題につき、本学の全体的状況を説明する。

教育

中期目標・中期計画における最重点項目は「教育」改革であると本学は捉えている。多様化する学生のニーズへの対応、社会が求める大学卒業生の能力・知識・技術、学問の府として大学が養成すべき人材像、これらの諸要請を調和しつつ個性的な教育を実施することが大学教育の革新につながると理解している。多様化する学生のニーズに応えるために、教養教育においては平成15年度のアンケートをもとに教養教育の抜本改革案が平成16年度に策定された。それをもとに平成18年度からの実施を目指した方策を検討している。法人化を意識しつつ平成15年度から実施に踏み切った全学でのGPA制度導入、履修単位上限設定などの諸制度は、いくつかの問題を抱えつつも、学生の質の保証に大きな役割を果たしていることが顕著に現れてきた。現時点では、大学として卒業生の質の保証を重要な方策として堅持すると共に、学生の意向を踏まえつつ必要に応じてこれら制度の改善を検討する。

GPA制度導入、履修単位上限設定などの諸制度を実効あるものとするため、大学教育総合センターによる大学教育改革フォーラムの開催、学生による授業評価アンケートからの授業改善など、多様な機会を利用して教育改革に臨んでいる。

教員の側からの新たな教育改革としては、現代GPに採択された「経営学 e-learning」、「地域交流科目による都市再生」、文部科学省科学技術振興調整費新興分野人材養成プログラムに採択された「高度リスクマネジメント技術者養成ユニット」など、特色ある取組や分野融合的な新たな教育プログラム実施に向けた検討が開始され、実施に向けた準備がなされた。このうち「地域交流科目による都市再生」を除く二つのプログラムは、平成16年後学期から教育を開始した。「地域交流科目による都市再生」や「高度リスクマネジメント技術者養成ユニット」などは、本学が中規模大学の機動性を十二分に活用して実施する文理融合型の研究を教育に実践するプログラムであり、次項に述べる分野融合型研究、文理融合型研究と相俟って本学の教育研究の特徴を生かした教育プログラムである。

社会からの要請を教育に反映させる仕組みとしては、本学が包括連携協定を結んでいる企業・研究開発機関・地方公共団体による教育評価の実施を検討している。

研究

本学が中規模大学としての特長を研究に生かす方策として、教員個人の独創的発想に基づく研究を重視すると共に、複数の教員による共同研究、特に分野融合型研究、並びに文理融合型研究の推進の重要性を掲げている。

後述する産学連携推進本部の下にプロジェクト研究推進部門を設置した理由は、分野融合型研究と文理融合型研究の発展が本学の特徴であることを意識し、その進展を大学として推進する意図を表明している。経営協議会委員からも、文理融合型研究推進の方策は高い評価を得ている。現在、全学で29件のプロジェクト研究が実施されている。プロジェクト研究は多岐にわたり、教育中心のプロジェクトから、基礎学理追求のプロジェクト、さらには産学連携を目指すプロジェクトまで多様である。このような多様性は、大学における研究の多様性確保の立場から極めて健全であると理解している。

文理融合型の研究推進の一環として、「安心・安全の科学研究教育センター」を平成16年6月に立ち上げ、市民の安心と社会の安全に関する研究を全学の協力により開始した。また、文理融合型プロジェクト研究として、経営学と情報工学の連携による「知能情報処理による次世代型知財戦略経営」、工学と社会科学を結ぶ「GIS（地理情報システム）による文理融合型研究」などが大学の財政支援を受けて実施され、前者は丸の内ホールにおけるワークショップ、後者は学内におけるシンポジウム開催にまで至っている。21世紀COEプログラムに採択されている2件のプログラムも公開シンポジウムを開催し、本学の研究の特色を的確に発信して高い評価を得ている。

情報発信

大学ホームページをリニューアルし、訪問者別にわかりやすい大学基礎情報を提供し、本学の特色をアピールしている。特に、本学の教育研究の特色を発信するため、すべての教員の教育研究情報、研究成果に基づく社会連携情報をホームページに掲載し、学内外に提供している。また、産学連携と社会連携のための研究技術シーズデータ集を発行し、大学として産学連携と社会連携の強化に努めた。

社会貢献

高校生、市民、自治体職員、技術者など多様な対象向けに公開講座を開講し、研究成果を地域貢献に結びつけた。

平成16年4月に設置した産学連携推進本部は、共同研究・受託研究の推進による産学連携・地域連携に大きな成果を挙げると共に、知的財産の権利化のための出願件数を大幅に伸ばすことができた。また、大学知的財産本部整備事業に採択されている本学として産学連携に関する情報を地域の大学に提供し、地域の大学との連携に努めた。

本学と横浜市立大学との間で、互いの強みを生かしつつ相補的に協力可能な分野での交流を深めるため、CEL（C：情報通信、E：環境、L：ライフサイエンス）トライアングルを構築し、高校生と市民のためのシンポジウムを横浜市内で共同開催した。同大学とはCELトライアングルによる医工連携の研究プロジェクト実施及び教育における交流も実現している。

国際交流・協力

本学は、中規模大学としては、従来から外国人留学生の数が多く、国際機関の委託を受けて英語で実施する大学院コースを早くから開設するなど国際交流・協力を積極的に取り組んでいる。

留学生に関しては、これまで受入数が派遣数を大きく上回る状態が長く続いたが、派遣留学生説明会の開催などの効果が現れ、受入数と派遣数が拮抗するまでに改善された。また、日本人学生と外国人留学生とのコミュニケーションを促進する観点から、日本人学生のための手引き書を16年度新たに作成し、配布した。

大学間学術交流協定については、本学と対等の規模、条件を具備する大学、当該国を代表する中核の大学、これまでに何らかの交流実績がある大学、互いに共同研究を実施し得る可能性がある大学などの観点から締結候補校を選定しており、16年度は、7カ国9大学と新たに締結することを決めた。なお、毎年「国際交流・国際学術研究等の状況」をとりまとめ、国際交流の推進状況と問題点を把握し、協定の形骸化の予防に努めている。

このほか、みなとみらい地区に移転してきた国連大学高等研究所との連携も強化している。

運営

本学においては、法人化以前から、学長のリーダーシップのもとに人事、予算の両面において一定の枠を設けて、全学的な観点から本学の個性・特色を生かす方向で活用してきたところである。人事面では、全学教員枠(11人)を定め、例えば、21世紀COEプログラム、法科大学院、大学教育総合センターなどの教育研究体制の整備に活用した。

予算面では、学長裁量経費、教育研究高度化経費など、学長の裁量や役員会での審査により重点的あるいは競争的に予算配分する仕組みを充実させ、教育研究の高度化を図った。また、全学共通利用スペース利用料、共同研究等の間接経費を大学管理経費として確保し、教育研究環境の整備充実などに充てた。

このほか、特任教授と有期雇用教職員の制度を検討し、研究担当の特任教授1人を採用し、研究活動の強化に充てた。職員を内外の様々な研修に参加させ、能力向上を図った。

以上のように、横浜国立大学の法人化1年目における活動はおおむね順調であった。今後、人事面、財務面での個性的運営を可能にする体制構築が重要になると予想されることから、平成16年度の成果をふまえつつ、さらなる検討を重ねる。

項目別の状況

大学の教育研究等の質の向上
1 教育に関する目標
(1) 教育の成果に関する目標

<p>中期目標</p>	<p>横浜国立大学は、教育を通して、実践性・先進性・開放性・国際性の理念を実現する。諸科学に関する豊かな知的資産を伝え、知と技を創造する方法を体得させて、学問の基礎を教授し、高い実践的能力を備えた人材を世に送り出す。教職員は学生に魅力ある教育を提供するために、学生と共に横浜国立大学独自の先進的な教育文化を育て上げる。</p> <p>1) 学士課程における教育の成果に関する目標</p> <p>教養教育の成果に関する目標</p> <p>教養教育の理念と目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. さまざまな学問を主体的に学び、幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を育む。 2. 現代社会の提起する諸問題を多角的・総合的に解決する能力を養う。 3. 自らの専門分野に対する関心を高め、専門教育に必要な基礎学力を修得させる。 4. 国際感覚を養い、異文化への理解を深め、十分なコミュニケーション能力を培う。 <p>専門教育の成果に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現代社会の抱える重要な問題を的確に分析しながら、問題解決の方向を探求する力を育成する。 2. 多様化する社会のニーズに柔軟かつ自律的に対応できる深い素養及び豊かな感性と広い知識を身に付ける。 3. 異文化を理解し、コミュニケーション能力を身に付け、世界に貢献しうる素養と行動力を有する国際的人材を育成する。 4. 複合大学としての特性を活用した教養教育の基礎の上に、専門を中心とした広い分野への展開を可能とする基盤教育を行う。また、大学院進学後における高度専門的知識のスムーズな修得に繋がる教育の高度化を行う。 <p>2) 大学院課程における教育の成果に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自ら課題を探求し、未知の問題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできるフロンティア精神に富んだ実務者・技術者を育成する。 2. 創造的かつ持続的に発展する社会に対応し、人類が克服すべき課題を多面的にとらえ、その解決に要する高度専門的知識を修得した人材を育てる。 3. 国際性、学際性、情報処理能力等を鍛え、高度な専門的・実践的問題解決能力を有する人材を育てる。
-------------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
<p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 学士課程における教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>教養教育の成果に関する具体的な目標の設定</p> <p>教養教育の理念と目標の実現のため、大学教育総合センターを中心に、教養教育を全学的視点から継続的に検討し、目標に則した学生を育てる教育を実施する。</p>	<p>大学教育総合センター(全学教育部及び英語教育部)を中心に、教養教育の不断の改善に努めるとともに、平成15年度に実施した全学アンケートの結果に基づいて、長期的に安定した運営実施体制を基にした教養教育の改革案を検討する。学生による授業評価アンケートを引き続き実施し、その結果を担当教員にフィードバックし、授業の改善に役立てるシステムを重視する。</p>	<p>平成15年度のアンケート結果を参考とし、さらに各部局や分野別授業担当者からの意見聴取を重ね、教養教育の抜本改革案を策定し、2006教養教育の抜本改革(報告書)にまとめ、新しい実施体制を全学教育部会で決定した。授業改革については、FD推進部を中心に教養教育全505科目の授業アンケートを実施し、230科目に及ぶ授業改善計画書公表による授業改善システムを確立した。</p>	
<p>1. 社会の多様化に対応し得る基礎学力、幅広い視点からの柔軟かつ総合的な判断力及び課題探求能力を育成するため、教養教育科目を</p>	<p>教養教育の科目区分、卒業要件単位数、授業科目及び年次配当等の見直し</p>	<p>改革案では教養教育の見直しを推進した。具体的には3区分に分類した教養コア科目と情報リテラシー科目の整理、卒業要件単位数には変更はないが、選択の自由度の拡大を推進、すべての学年で必要度に合わせた履修が可能となるくさび形科目配置の維持を行った。</p>	

<p>全学共通科目として充実する。</p>			
<p>2. 専門分野への関心を高め、専門教育への円滑な橋渡しとなるような科目を充実する。</p>		<p>17年度から検討するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>3. 国際化に対応して語学教育を充実するため、学習到達度の客観的指標として、学内英語統一テスト等全学的基準の設定・活用を図り、英語をはじめとする外国語の授業科目の編成と授業方法を検討する。</p>	<p>英語教育について、クラス規模の適正化、統一教材作成の検討、統一テストの実施、達成度別クラス編成、「英語学習相談室」の新設</p>	<p>英語科目のクラス規模を整備し、発信型能力育成科目のうちスピーキングは20名、ライティングは40名の少人数クラスとした。英語統一教材は配布準備が完了した。TOEFL (Level 2)による統一試験を引き続き実施し、成績の向上を確認している。英語学習相談室(Drop-in-at)を平成16年から開設し、同年度で約50件の英語についての種々の学習相談に応じた。</p>	
<p>4. 国際理解教育を整備・充実させる。</p>	<p>外国人留学生の日本語能力に応じた日本語教育の展開</p>	<p>日本語による学部講義が十分に理解できる能力を有する留学生を育成するため、留学生に日本語ニーズ調査を実施し、FDオープンセミナーでその結果を報告し、今後の留学生日本語能力向上に更に努めることとなった。</p>	
<p>5. 教養教育の効果の評価及び指導のため、GPA制度を利用するとともに、教養教育の目的・目標の実現のため、絶えず教育効果測定法の改善を図る。</p>	<p>履修単位数の上限設定及びGPA制度などを通じた単位の実質化</p>	<p>平成15年度から実施された履修登録単位数の上限設定と、GPA制度の結果、平成16年度は精選した履修登録を行う傾向が強まり、単位の実質化に向けて前進している。</p>	
<p>6. 教養教育科目の履修方法と内容、授業形態、授業環境等を点検し、必要な改善を行う。</p>		<p>17年度から実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>7. 教養教育科目の編成及び教養教育の長期的に安定した運営実施体制を検討する。</p>		<p>18年度以降に実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>専門教育の成果に関する具体的な目標の設定 体系的に講義・演習・実験等を配置するカリキュラムを提供し、学生に自分の専門分野を中心として他分野でも発展可能な基盤的教育を行い、卒業後、あるいは大学院進学後に必要とされる知識・技能等を育成する。</p>	<p>体系的に講義・演習・実験等を配置し、学生に自分の専門分野を中心として他分野でも発展可能な基盤的教育を行い、卒業後、あるいは大学院進学後に必要とされる知識・技能等を育成する。</p>	<p>各部署で次の取り組みを行った。教員養成カリキュラムの改善、「ワークショップ」の充実、目的別履修モデルの設定、資料「マルチパス」の作成(教育人間科学部)。専門基礎科目、学部共通科目の複数開講、コードナンバーシステムの導入、大学院共通科目の設置、「法と経済」コースの開講、基礎法重視の講義と演習の設定(経済学部)。進路、資格取得に向けたプログラムの作成と実施(経営学部)。「地域交流科目による学生参画型実践教育-都市再生を目指す地域連携-」実施のための地域交流科目の開講準備(工学部)。公開授業、授業検討会、大学教育改革フォーラムの実施(大学教育総合センター)。インターンシップブリパレーションコースの開講、国際交流科目の日本人向けの単位化(留学生センター)。</p>	
<p>1. 多様な授業形態を取り入れ、専門教育における問題解決能力を育成する。</p>		<p>17年度から実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>2. 履修単位の上限設定を有効に活用して、単位制度の実質化を目指す。</p>	<p>授業の事前準備の充実や履修単位数の上限設定等による単位制度の実質化</p>	<p>工学部では、教員とのコンタクト方法のシラバスへの記載、補講の実施、基礎科目の演習の採用、実験・演習科目へのTAあるいは非常勤教員の配置、単位の上限設定の影響についての調査を行った。</p>	
<p>3. GPA制度を用い総合成績評価の客観化を図り、教育指導に有効に活用する。</p>	<p>GPA制度を用いた総合成績評価の客観化</p>	<p>GPAデータの学生・教員へのフィードバックを行い、授業改善や学生の成績の客観的自己評価に利用した。また、社会人教育のビジョンの検討やe-learningに関するシンポジウムを開催した(総合情報処理センター及び大学教育総合センターFD部会との協賛)(工学部)。大学教育改革フォーラムや授業評価アンケートを実施し、学生参画型授業など授業改善のための方策を検討した(大学教育総合センター)。</p>	
<p>4. 学生による授業評価を実施し、専門教育科目の教育方法と教育内容の検証を行う。</p>		<p>18年度以降に実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>5. 多様化する教育形態、学習世代の拡大、IT技術の普及等に対応す</p>		<p>18年度以降に実施するため、16年度は年度計画なし</p>	

<p>る高等教育機関として変革すべき方向を検討する。</p>			
<p>6. 一定の基準のもとに学部間等の転属をより柔軟に行えるシステム、複数学部の卒業資格を必要な期間内で得られる教育プログラムの設定及び学部横断型教育コースの設定を検討する。</p>		<p>17年度から検討するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>2) 大学院課程における教育の成果に関する目標を達成するための措置 博士課程前期（修士課程）においては、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業等に必要の能力を備えた研究者・実務家の育成、後期課程（博士課程）においては、専門的かつ独創的な研究能力を備えた創造性豊かな研究者・実務家の育成、専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を備えた高度専門職業人の育成を図る。</p>	<p>博士課程前期（修士課程）、後期（博士課程）、専門職学位課程それぞれにおいて教育内容の充実を図り、研究者・実務家、高度専門職業人の育成に努める。</p>	<p>文部科学省科学技術振興調整費新興分野人材養成プログラム「高度リスクマネジメント技術者育成ユニット」に採択され、全学協力体制の下に高度専門職業人育成のため教育プログラムの実行を開始し、年度計画を上回る実績を挙げた。また、各部局において研究者・実務家、高度職業人の育成、留学生教育のための体制整備を行った。</p>	
<p>1. 教育の質を向上させるため、単位制度の実質化、GPA制度の導入による成績評価の客観化を検討する。</p>	<p>GPA制度導入の検討</p>	<p>国際社会科学部研究科（前期・経済系）では、政策留学生のための前期課程英語コースの拡充に関連してGPA制度の導入の検討を開始した。</p>	
<p>2. 単位互換制度を活用し、教育内容の相互理解と協力連携の実をあげる。</p>		<p>17年度から検討するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>3. 高度専門職業人の養成のために実践的な教育を行う大学院組織の充実・発展とともに、新たな専門職大学院の設置を検討し、逐次その実現に努める。同時に、大学院の教育研究成果を社会に還元するため、社会人教育と生涯学習支援を行う。</p>	<p>社会人教育と生涯学習支援</p>	<p>国際社会科学部研究科に法科大学院（専門職学位課程）を法曹実務専攻として設置した。入学者の8割以上は社会人である。また、社会人向け各種公開講座、セミナー、高度技術者研修への講師派遣や各種講演会等を実施した。</p>	
<p>4. 現代社会の多様な課題に応えうる人材を育成するために、研究組織・教育組織全体の不断の見直しと、研究部門、教育専攻・コース等の適切な改編を行う。</p>		<p>18年度以降に実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>3) 学士課程及び大学院課程における卒業後の進路等に関する具体的な目標の設定 1. 卒業後の進路状況を全学的に把握する組織を充実し、進路状況を把握して進路指導に役立てる。 2. 専攻、学科等の教育目標すなわち人材像を具体的に設定し、そのための教育プログラムを不断に検討する。</p>	<p>学生の進学、進路状況に関するデータを収集・管理し、そのデータを基に進学、進路状況に対応した指導を組織的に行い、学生の利用に供する体制整備について検討する。 専攻、学科等の教育目標を明確に提示</p>	<p>全学的には、各部局の協力の下、学務部で進路状況のデータを収集・管理し、就職相談を行っている。また各部局にあっては、就職相談窓口の設置、進路状況の調査を行い、就職支援の見直し、強化を図り、部局によっては就職窓口専用のHPの設置、就職・進路に関わる講演会、面接試験対策教材の導入等を行った。 各部局で教育目標を学生便覧に明示するとともに、その具現化のための措置を講じた。教育相談・支援のための実習及び研究指導、臨床心理士等の養成訓練を目指した科目の開講、初等教育関連科目の開設、派遣留学制度等の周知や個別指導、国内・海外での教育ボランティア等への参加奨励と教育環境整備（教育人間科学部）。平成16年の法科大学院の設置に伴う各学科・コースの育成</p>	

		<p>人材像の再設定(経済学部)。平成17年度工学府便覧の改定(工学府)。国際開発専攻を始め各専攻の教育目標の明示とカリキュラム構成の検討(国際社会科学研究科)。教育体制・カリキュラムの見直し、学際的講義科目の充実、副専攻制度に関するガイダンスの実施、連携講座の活用による学外者講義の機会の確保、講義科目の新設、COE関連科目の設置(環境情報学府)。</p>	
<p>3.各学部・大学院において修得した専門的知識を生かして社会貢献できるように、適切な就職・進路指導を行い、教員養成課程にあっては、大学院進学者を除いた教員・教育関連職への就職率を60%程度に向上させ、法科大学院にあっては、司法試験合格率を70%程度にすることを目標にするなど、分野の特性に応じた各種の資格取得や国家試験への受験を奨励する。</p>	<p>各種の資格取得や国家試験の合格率の向上を促進するための全学的システムの設置</p>	<p>「高度リスクマネジメント技術者育成ユニット」に採択された高度専門職業人育成のため教育プログラムの実行を全学体制で開始した(安心・安全の科学研究教育センター)。また各部局で次の取り組みを行った。「法と経済コース」の開設(経済学部)、就職対策講座の実施、就職情報の提供(教育人間科学部)、留学生向けのインターンシップの拡充や保護者富丘会による就職支援などを検討、就職セミナーの開催、オフィスアワーやアカデミックアドバイス制度の活用、司法試験に向けた対応(国際社会科学研究科)。</p>	
<p>4)学士課程及び大学院課程における教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 1.企業、自治体等に対して卒業生に関する諸調査等を行うとともに、学部卒業生・大学院修了者に対しても諸調査等を行い、教育の成果・問題点を明らかにする。</p>		<p>17年度から実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>2.各部局で外部評価、自己評価を実施する。</p>	<p>教育評価等の実施計画を作成し、教育の質的向上に生かすシステムの構築を目指す。</p>	<p>各部局では次のような取り組みを行った。経済学部では、平成15年度から、授業評価アンケートにマークカード方式を導入し、教員の負担の軽減とアンケートの客観性を高めた。工学部では、教育業績を含めた教員業績調査を実施し、これに基づいて行われる教員業績評価の方法を立案した。また、教育褒賞制度(ベストティーチャー賞)が企画立案された。国際社会科学研究科では、平成16年に大学評価・学位授与機構による研究評価を受けているが、教育については自己評価報告書をまとめた(前期・経済系)。法科大学院の認証評価については、第三者評価機関を決定のうえ、次年度の予備評価を受けるための準備を進めている。自己評価についても、法律系全体の組織・個人の両面にわたる本年度自己評価書の作成を準備中(前期・法律系)。</p>	

大学の教育研究等の質の向上
 1 教育に関する目標
 (2) 教育内容等に関する目標

中期目標	<p>1) アドミッション・ポリシーに関する基本方針</p> <p>学士課程</p> <ol style="list-style-type: none"> 各学科・課程の理念・目標を踏まえ、それぞれの専門分野ごとに求める学生像を明確にし、それに応じた入学者選抜を工夫し、改善を図る。 高等学校での多様な履修履歴等に対応した入学者選抜方法の改善を検討する。 学部の特性と社会的要請を考慮し、社会人、留学生等に対する選抜方法の多様化、弾力化を進める。 <p>大学院課程</p> <ol style="list-style-type: none"> 専攻・課程の理念・目標を踏まえ、それぞれの専門分野ごとに求める学生像を明確にし、それに応じた入学者選抜方法を工夫し、改善を図る。 研究科・学府の特性と社会的要請を考慮し、社会人や留学生、帰国学生に対する選抜方法の多様化、弾力化を進める。 <p>2) 教育課程、教育方法、成績評価等に関する基本方針</p> <p>学士課程</p> <p>() 教育課程に関する基本的方策 教育理念、教育目標、育成人材像を具体的に実現するため、教育課程自体及びそのカリキュラムを定期的に再検討する。また、基礎学力と問題解決能力の育成、国際社会での活動能力の育成、高い倫理性と責任感の涵養を実現する教育プログラムを開発する。</p> <p>() 教育方法に関する基本的方策 学生に勉学に対する刺激を与え、実力が養われる授業形態と学習指導法を確立するため、大学全体として、あるいは各学部において授業評価及びFD活動を行う。 単位制度の実質化を進めるため、教育内容と方法を不断に改良するための活動を行う。</p> <p>() 成績評価に関する基本的方策 それぞれの講義、演習、実験などに到達目標と成績評価基準を定め、目標を達成した学生のみに単位を与える単位制度の実質化により、適正な評価を実施する。</p> <p>大学院課程</p> <p>() 教育課程に関する基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 教育目的・目標に則してカリキュラムを編成し、適切かつ体系的な授業内容を構築する。 高度専門教育の実現による問題解決能力と創造性を涵養する。 <p>() 教育方法に関する基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 創造的開発を行うための強固な基礎力を修得させることを目的に、適切な授業形式の実施により、原理・原則の深い理解を図る。 基礎知識の修得のための講義科目と実践的な問題解決能力を磨く演習等を組み合わせて、高度専門職業人教育などに積極的に活用する。 <p>() 成績評価に関する基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 授業形態の特性に応じた成績評価基準を適切に定める。 複数教員による多面的・総合的な評価及びGPA制度の導入を検討する。 学位授与基準の明確化を図る。 成績評価が学生の学習・研究改善に役立つような制度を検討する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進行状況等
<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>学士課程</p> <p>1. 大学教育総合センター等において、入学者選抜方法改善のための方策の検討を行い、アドミッション・ポリシーを適宜見直すとともに、その周知・徹底を行うため、入学者選抜要項に明記し、ホームページで公開する。</p>	<p>アドミッション・ポリシーの周知を図るため、入学者選抜要項に明記し、ホームページで公開するとともに、入試説明会、オープンキャンパス等の広報活動を推進する。</p>	<p>< アドミッションポリシーの周知 > アドミッションポリシー周知のため大学教育総合センターでは次の事業を実施した。アンケート調査(対象: 県下全高等学校(252校)、広報用ホームページの作成、高校や予備校におけるガイダンス(46校の高校に延べ62回、8校の予備校に延べ17回)。また、各部署でオープンキャンパスの充実、HPでの広報活動、パンフレット配布、高校向け説明会の開催などが行われた。</p> <p>< 選抜方法の改善 > 大学教育総合センターでは、入学者選抜方法の改善を図るべく、入学者選抜等検討WGを立ち上げた。また、各部署では次の措置を講じた。AO入試の導入と試験内容・方法等検討、推薦入試制度の見直し(教員志望者(特に地元)が受験しやすい入試形式を立案)、個別学力試験の改善(教育人間科学部)。「外国学校出身者特別選抜」の出願要件、選抜方法の整備、推薦入試・AO入試の妥当性についての検討(経済学部)。受験生動向調査や工学部1年生を対象とした入試アンケート調査の実施、AO入試の効果とその改善についての検討(工</p>

		学部)。 <高大連携・大学間学術交流協定等> 大学教育総合センターでは、高大連携連絡協議会等を通して、高校サイドとの十分な意思疎通を図った。また、交換留学促進のため新規の大学間交流協定締結や協定の更新を行った。	
2.平成18年度から、大学入試センター試験の英語のリスニングテストを全学部で実施するとともに、前期日程、後期日程、推薦入試、AO入試の役割の見直しを通じて、入学者選抜方法の改善を図る。		18年度以降に実施するため、16年度は年度計画なし	
3.各学部の教育目的及び目標について、明確に周知する。		18年度以降に実施するため、16年度は年度計画なし	
4.高大連携連絡協議会を通して、高校サイドとの十分な意思疎通を図る。		17年度から実施するため、16年度は年度計画なし	
5.大学間学術交流協定等に基づいた質の高い留学生の受入れを推進する。		17年度から実施するため、16年度は年度計画なし	
6.極めて優秀な学生には早期卒業あるいは飛び級制度を活用して、大学院に進学できる制度をさらに推進する。	早期卒業・飛び級制度による大学院進学制度の整備と周知	工学部では、飛び級制度についてのアンケート調査を行い、これまでの運用状況の把握を行った。	
大学院課程 1.専攻及び前期・後期課程ごとにアドミッション・ポリシーを明確化し、かつ適宜見直し、入学試験方法とともにホームページで公開し、周知を図る。	アドミッション・ポリシーの周知を図るため、入学者選抜要項に明記し、ホームページで公開するとともに、入試説明会、オープンキャンパス等の広報活動を推進する。	各部局においてアドミッション・ポリシーの公開、HPの利用、オープンキャンパス、入試説明会などを行い、多数の大学院受験者を集めた。また、国際社会科学部(前期・国経法系)・国際関係法専攻では、入試問題の見直しを行うとともに、法曹実務専攻では受験者動向を予想し、より幅広い層の受験生に対応するため、2回に分けた入試を行うことにした。	
2.留学生、社会人及び外国で修士課程を終えた日本人を対象に、入学資格及び入学試験の時期と選抜方法の弾力化の推進を検討する。	留学生、社会人及び外国で課程を終えた日本人など多様な学生を対象とした柔軟な入学者選抜システムの検討	留学生に対する、入学試験改善を行うとともに、社会人等に配慮した入学試験を実施した。また、教育学研究科では、現職教員に対する特別選抜試験を実施している。これらの多様な入学試験により、目標を上回る入学実績が達成された。	
3.社会人入学者の授業単位取得方法の柔軟化を検討する。		18年度以降に実施するため、16年度は年度計画なし	
4.後期課程(博士課程)にあっては、高度の研究能力と広い視野をもった研究者の養成を図るため、多様な選抜及び入学資格の弾力化を推進する。		17年度から実施するため、16年度は年度計画なし	
5.勤労学生や社会人のために、リフレッシュコース、長期履修学生制度等の検討を行い、生涯教育及び高度職業人のニーズに適合した適正な教育の実施を推進する。		17年度から実施するため、16年度は年度計画なし	
2)教育課程、教育方法、成績評価等に関する目標を達成するための措置 学士課程 ()教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 【教養教育についての具体的方策】 これからの社会に対応すると	大学教育総合センターを中心に、	教養教育の抜本改革では、自分の頭で考え、行動する実践能力を教養コア科目	

<p>もに本学の教育理念に沿った新しい教養教育の在り方を大学教育総合センターを中心に検討して、教養教育の内容と方法について改善を行う。</p>	<p>本学の教育理念に沿った教養教育のカリキュラムを検討する。</p>	<p>の体系化や基礎演習の充実を図る。また、語学教育や異文化理解教育を拡充し、英語をはじめ様々な言語や文化との交流を重視する教育を展開し、外国語に高度な演習科目を設定する。</p>	
<p>1. 社会の変化に対応し、時代の要請に応じた多様な科目を提供する。</p>	<p>主題別教養教育科目の充実</p>	<p>学生が主体となる参画型の授業科目「参画教育論」、「参画活動論」を新設した。</p>	
<p>2. 教養教育科目を1年次から4年次まで配置した、4年一貫教育のいわゆる「くさび型履修」の編成を充実する。</p>		<p>18年度以降に実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>3. 外国語教育重視の方針を継続し、学生の能力に応じた受講方法を検討・実施する。</p>	<p>学生の能力に応じた外国語教育の実施方法</p>	<p>英語 に関しては達成度別クラス編成をすでに実施しているが、英語 と英語 では未実施。一部の学部(経済学部)では、入学時TOEFL(PBT)上位者は英語 と をスキップ、また英語 統一テスト成績上位者は英語 をスキップできる。</p>	
<p>4. 専門教育や社会生活にスムーズに移行できる日本語能力及び文化知識を有する留学生を育成する。</p>		<p>17年度から実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>5. 日本語能力が不十分な留学生向けに、より基本的な日本語能力を養成する教養教育科目を新設する。</p>		<p>18年度以降に実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>【専門教育についての具体的方策】 1. 各学部は、学部内の学科、課程で開講するすべての授業科目について教育内容と到達目標、成績判定基準を記載した「教育計画」を作成し、カリキュラムの体系性、学生に付与すべき学力、育成人材像を明確に示す。</p>	<p>各学部は、開講授業科目の教育内容と到達目標、成績判定基準を記載した「教育計画」作成を実施するとともに、大学院教育との接続を配慮したカリキュラムの実現を検討する。</p>	<p>各部署で次の措置を講じた。クラスター制度と学年担当教員の関連づけ、演習履修年次の見直し、進路指導室の開設(他学大学院資料を整備)、「平成16年度：現状認識」のためのアンケート調査の実施と活用(教育人間科学部)。流動研究員の活用による複数開講の実効性の向上、GPAの成績証明書への記載方法の決定、学部・修士5年一貫プログラムと関連した大学院共通科目拡充の検討(経済学部)。シラバス記載方式の統一・整備、大学院教育との接続を配慮したカリキュラムの検討(特に物質工学科、生産工学科ではJABEE認定を受けた)(工学部)。</p>	
<p>2. 「全学教員枠」(仮称)を用い、その時々が必要とされる教育分野に教員を配置し、カリキュラムの充実を図る。</p>		<p>17年度から実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>3. インターンシップへの参加学生には、単位の認定を行うなど、カリキュラムの弾力的編成を行う。</p>	<p>インターンシップ制度の活性化</p>	<p>インターンシップの充実・活性化に向け各部署で次の取り組みを行った。「学外活動・学外学習」の開設、 は社会全般のボランティア(32人登録)、 は学校教育ボランティア(86人登録)、 は従来から実施しているフレンドシップ活動(95人登録、約600人の児童が参加)。保土ヶ谷区の児童支援事業の「がやっこ探検隊」への協力(参加学生45人、児童210人)(教育人間科学部)。「インターンシップ・プログラム」の設置準備(平成16年度中に2名の学生が学部公認の横浜商工会議所を通じたインターンシップを行った)(経済学部)。専門科目としてインターンシップを設置(インターンシップ前提科目として、「経営者から学ぶリーダーシップと経営理論」(履修者416名)、「ベンチャーから学ぶマネジメント」(履修者284名)を開講)、本年度前期のインターンシップ単位認定申請者は14名(経営学部)。インターンシップと学外研修の概要に記載し実行を開始(工学部)。立命館APU大学のインターンシップ体制に関する調査を実施、受入れ先候補リスト作成、インターンシッププリバレーションコース(1単位)の開設(留学生センター)。</p>	
<p>() 授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策 1. 授業の目的・目標、授業概要、成績評価基準をさらに明確化したシラバスを作成し、ホームページでのシラバス閲覧等により、教育内容を十分に周知させる。</p>	<p>シラバスの充実と単位の実質化</p>	<p>各部署でシラバス記載方式の統一・整備、シラバスの電子化・HP掲載の実施、もしくは準備を行っている。また、履修登録限度を設け単位の実質化に着手している。</p>	

<p>2.科目の特徴・性質に応じたクラス規模・教材活用・講義方法・課題・成績評価方法を考案し実施するとともに、情報機器を積極的に活用した効果的な教授・学習を実現する。</p>	<p>教育効果を高めるクラス規模・教材活用・講義方法等の検討</p>	<p>教育効果の向上のため各部局で次の取り組みを行った。 授業改善懇談会の実施(69名の学生参加)と意見のフィードバック, 計算機室の確保と公式Webサイトの活用(教育人間科学部)。専門基礎科目と学部共通科目の複数開講, 流動研究員制度の活用(経済学部)。英語, 会計, 簿記の授業科目でのコンピュータ支援学習システムの運用及び活用(経営学部)。日本語教育カリキュラム改訂案の作成(留学生センター)。</p>	
<p>3.学生による授業評価アンケートを継続して実施し, 組織的に教育内容と教育方法の改善を推進する。</p>	<p>学生による授業評価アンケート結果を個々の授業にフィードバックさせる方法の検討</p>	<p><授業評価アンケートのフィードバック> 大学教育総合センターでは, 学生による授業評価アンケートを教養教育全科目を対象に実施し, その結果を担当教員にフィードバックし, それを基に, 教員による授業改善計画書集録を作成した。また各部局においてもアンケートの積極的実施に努め, 集計方法, フィードバック方法の改善を図り, 授業改善への反映を目指している。 <教育効果を高める具体的方策> 講義室の固定机を可動式に改変する(教育人間科学部), 小人数, 双方向の授業形態の拡大(経済学部)などの取り組みが行われた。</p>	
<p>4.少人数教育や対話型教育の推進など教育効果を高める取り組みを行う。</p>		<p>17年度から実施するため, 16年度は年度計画なし</p>	
<p>5.ベストティーチャー賞を設けるなど, 高品質な授業の提供に資する制度を導入する。</p>	<p>高品質な授業を提供した教員, 優秀な学生に対する表彰制度の導入</p>	<p>教育人間科学部及び工学部では, 教員の教育貢献についてはベストティーチャーズ賞実施に向けた企画立案や検討がなされた。</p>	
<p>()適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 1.全ての講義等について, その達成目標に準拠した成績評価基準をシラバスに明示する。</p>	<p>成績評価基準の明示と成績評価の厳密化</p>	<p>各学部で, シラバス作成にあたり「成績評価方法」ないし「成績評価基準」の明示を求めており, 全ての教員が実行している。</p>	
<p>2.GPA評価に基づき, 学生の状況に応じたきめ細かい指導を行うとともに, 学科等において, GPAの平均値と分布などを公開し, 学生自らの成績の相対位置を把握できる仕組みを作る。</p>	<p>GPA制度を活用した細かな指導システムの検討</p>	<p>各学部でGPA制度を活用した授業システム, 評価方式の改善に向けた取り組みが行われている(工学部, 経済学部, 経営学部では実施段階にあり, 教育人間科学部では検討段階である)。</p>	
<p>3.成績優秀な学生に対する顕彰制度を検討する。</p>		<p>17年度から実施するため, 16年度は年度計画なし</p>	
<p>大学院課程 ()教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 1.教育課程の基準を教育目的・目標に則して定期的に見直し, 学生のニーズに応える多様性を確保しつつ, 体系的なカリキュラムの編成を行う。</p>	<p>社会の研究ニーズを反映し, 学生の多様なニーズに対応した履修プログラムの実施を検討し, 体系的なカリキュラムの編成を図る。</p>	<p>文部科学省科学技術振興調整費新興分野人材養成プログラム「高度リスクマネジメント技術者育成ユニット」に採択され, 全学協力体制で高度専門職業人育成のため教育プログラムの実行を開始した。我が国の重要政策課題である安心・安全な社会の構築のために必要な体系的なリスクマネジメントに関するカリキュラムを全学各部局協力のもと編成し, これに基づき全学の大学院生の教育を実施した。また, 各部局において社会ニーズと学生のニーズを反映した履修プログラムの整備, カリキュラムの体系化を進めた。</p>	
<p>2.社会の研究ニーズ(問題意識)を教員や学生が共有し, カリキュラム編成に役立てる。</p>		<p>17年度から実施するため, 16年度は年度計画なし</p>	
<p>3.学部教育のバックグラウンドや研究分野の特性に応じて, 学部の専門科目などの基礎的な授業科目の受講を奨励するなど, きめ細かい指導を実施する。</p>	<p>学部教育履歴や研究分野の特性に応じた基礎的な授業科目の履修指導</p>	<p>各部局においてアカデミック・アドバイス制度, 指導教員制度を通じて履修指導を行っている。また, 環境情報学府では, 単位互換制度・フレキシビリティ制度を設け, 活用している。</p>	
<p>()授業形態, 学習指導方法等に関する具体的方策 1.授業形態, 学習指導方法等の基</p>	<p>学生の多様な関心とバックグラウ</p>	<p>環境情報学府では, 基礎的な教育を行う共通基礎科目を必修にすることで, 高</p>	

<p>準を教育目的・目標に則して定期的に見直す。</p>	<p>ンドに沿った授業形態，学習指導方法等の基準の見直しを行う。</p>	<p>度な専門教育との組み合わせの効果を期待できるカリキュラムを構築している。また，社会人向けの夜間開講科目や短期集中科目が開設されている。各部署においても，授業形態，学習指導方法の基準の見直しを行った。</p>	
<p>2. 授業の目的・目標，授業概要，成績評価基準などを周知徹底する。</p>	<p>シラバスの記載内容の充実と周知</p>	<p>すべての部局で，平成17年度用のシラバスを作成した。また，国際社会科学研究科の一部及び工学府，環境情報学府では既にシラバスのHP上での公開を行っている。</p>	
<p>3. 様々な教育用マルチメディアを活用し，また，少人数授業を奨励し，教育効果の高い授業を行う。</p>	<p>教育用マルチメディアを活用した授業や双方向的な少人数対話型教育の導入を検討</p>	<p>東京田町キャンパス・イノベーションセンター内にサテライト教室を開設し，常盤台地区の工学部・工学府講義棟C101教室をサテライトキャンパスとの遠隔双方向講義が可能になるように整備した。さらに，このサテライトキャンパスを利用して社会人向け科目及び公開講座を実施した。また，各部署では，少人数教育の実施，社会人学生に対する電子メールによる教育指導などが行われた。</p>	
<p>4. 大学院生等の学外での研究活動に対する支援・指導の充実を図る。</p>		<p>17年度から実施するため，16年度は年度計画なし</p>	
<p>() 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 1. 成績評価等の基準を教育目的・目標に則して定期的に見直す。</p>	<p>成績評価基準を明確にして，成績評価の厳密性，多面的な評価のための柔軟性の検討</p>	<p>国際社会科学研究科（前期・国経法系）法曹実務専攻では，成績評価の基本的な方法と全体的評価基準を共有化し，学期末試験の扱い方を統一している。環境情報学府においては，シラバスに明示された成績評価等の基準を各教員が遵守できたかについての自己評価実施を検討した。</p>	
<p>2. 専門の高度化に見合う授業に対応した多様な観点からの評価方法を実施する。</p>		<p>17年度から実施するため，16年度は年度計画なし</p>	
<p>3. 各専攻等の学位授与基準を明確化し，それに基づいて学位を授与する。</p>	<p>学位授与手続，方針，審査基準等の明確化及び周知</p>	<p>各部署において，学位授与の基準と手続は明文化され履修の手引きなどに掲載されているが，一部の専攻で学位の授与基準について長年の慣行のうちに一定の基準が形成されつつあるものの，明文化されていない研究科がある。</p>	
<p>4. 研究と学習意欲を高めるインセンティブを与えるため，優秀な学生に対する顕彰制度を検討する。</p>	<p>優秀な学生に対する独自の顕彰制度の設置</p>	<p>国際社会科学研究科，工学府，環境情報学府では，奨学金返還免除に関して学生の業績評価を行うこととした。またいくつかの教育プログラムでは，同窓会賞等の学生顕彰制度を設け，主に修了時の成績を基準に顕彰を実施している。特に経済学部では経済学会賞として，工学部各学科・コースでは同窓会賞等の顕彰を実施している。</p>	

大学の教育研究等の質の向上
 1 教育に関する目標
 (3) 教育の実施体制等に関する目標

中 期 目 標	<p>1) 教職員の配置に関する基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術や社会の要請・動向等に応じた教育上の目標，課題を踏まえ，教員組織の構成を見直す。 2. 学生の視点に立って学部教育の在り方を見直し，学部間の連携による教育体制を整備する。 3. 多様な教育を実施するため横浜国立大学教員のみならず，研究所，民間企業，他大学教員等との連携を図る。 4. 大学院生の増加や学生の多様性に対応したきめ細かな教育を実施するため，TA，RAの活用などにより，教育支援体制の強化を図る。 <p>2) 教育環境の整備に関する基本方針</p> <p>高度情報技術の活用等により，教育施設・設備の有効活用・整備を図り，教育効果を高める。</p> <p>3) 教育の質の改善のためのシステム等に関する基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育内容・教育活動に関する自己点検・評価及び外部評価・第三者評価を適宜行い，評価結果を授業内容・授業方法の改善に結びつけるフィードバックシステムを整備する。 2. 教育内容等に対する外部評価・第三者評価をカリキュラムの改善やアドミッション・ポリシーの見直しに結びつける。 3. 教材開発，学習指導法の改善などFD活動を充実させる。 4. 全学教育研究施設等の整備を図り，教育目的・目標実現のため，新たな大学教育の展開を図る。
----------------------------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況等		
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 適切な教職員の配置等に関する具体的方策</p> <p>1. 学生定員，学問内容の変化，社会からの要請などを基に学科・専攻等の再編を検討し，教育を担当する教員数を決める。</p>	<p>学生のニーズとともに，学問内容の変化，社会からの要請に対応したカリキュラムの検討を行うとともに，学科・専攻等の不断の見直しを行いつつ，専門分野を考慮して教員を適切に配置する。</p>	<p>新たな教育プログラム及び新専攻として，工学部・工学府の高度専門建築家養成教育プログラムや，環境情報学府と共同のリスクマネジメント専攻が概算要求に出されている。カリキュラム改革としては，経済学部の専門2科目改訂，留学生センターの4科目新設がなされた。さらに教員の適切な配置として，経済学部の流動研究員制度と，環境情報研究院での全学採用枠を使ったCOE専任教授1名の採用などがあった。</p>		
	<p>2. 全学教員枠（仮称）を使い，柔軟な教員の配置により，効果的・効率的な教育を行う。</p>		<p>18年度以降に実施するため，16年度は年度計画なし</p>	
	<p>3. TA，RAを演習・実験等に配置し，教育補助事務を行わせて，教育トレーニングを行うとともに，教育効率の向上を目指す。</p>	<p>TA，RAの適切な活用</p>	<p>大学全体としてTAを794名，RAを152名採用し，授業や研究プロジェクトの推進の補助などに有効に活用している。また環境情報学府では，21世紀COEプログラムによってTA，RAを拡充採用した。</p>	
	<p>4. 充実した教養教育を実現するため，全学的視点から教員の適切な担当体制を大学教育総合センター等で検討する。</p>	<p>大学教育総合センターによる教養教育実施体制の検討</p>	<p>平成15年度の教養教育改革アンケート調査結果を基に，教養教育の安定した実施体制の改革案を策定し，報告書を取りまとめた。</p>	
<p>2) 教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策</p> <p>1. 全学的な視点から 附属図書館，総合情報処理センター等が協力して，教育に必要な設備の活用，整備等を行い，新たな教育ニーズに対応した設備の新設に努める。</p>	<p>附属図書館，総合情報処理センター等が協力して，自習環境の充実，教育用図書等の整備，電子図書館機能の充実，情報リテラシー教育及びその基盤整備，情報ネットワーク整備等の検討を行う。</p>	<p>総合情報処理センターでは，図書館・環境情報研究院等と連携し，「情報メディア教育基盤構築事業」を17，18年度概算要求事項とし，その受け皿として学内措置による「情報メディア基盤センター」化構想を推進している。また，センターと図書館との協力により，情報リテラシー教育支援のためのガイダンスを6回開催した。その他の部局においても自習環境の充実，教育用図書・データベースの整備等への積極的な取組が見られる。</p>		
	<p>2. 講義棟，研究棟のバリアフリー化，学生・教職員の交流スペースの充実を図る。</p>	<p>講義棟，研究棟のバリアフリー化</p>	<p>バリアフリー化を促進するために，教育人間科学部研究棟のエレベータ及び経済・経営学部間のスロープの改修を行った。</p>	

<p>3. 学生の教育研究環境，インターネット環境の整備など，学生のための施設・設備の充実した大学を作り上げる。</p>	<p>授業資料の電子化など授業形態の情報化</p>	<p>「経営学eラーニングの開発と実践」が平成16年度現代教育ニーズ取組支援プログラムに採択されるなど，ITを活用した教育プログラムの統合・拡張が一層期待される。 講義室空調の整備を年次計画に従い実施する一方，工学部では教員宛の研究費を充当し講義室空調化整備を加速させた。</p>	
<p>4. e-learningなどのネットワークを活用した教育システムの導入を検討する。</p>		<p>17年度から実施するため，16年度は年度計画なし</p>	
<p>5. 利用者のニーズに応じた図書館の利用環境の向上を検討する。</p>		<p>18年度以降に実施するため，16年度は年度計画なし</p>	
<p>3)教育活動の評価及び評価結果を質の改善に繋げるための具体的方策 1. 全学としては評価委員会が，各学部等においては対応する組織が，組織全体として外部評価や第三者評価を，あるいは，教員個人の教育評価を行い，評価結果等を学科及び教員にフィードバックし，教育の質の改善に結びつける。</p>	<p>全学としては評価委員会が，部局においては評価委員会等の組織を置き，評価室と協力して組織評価，教員個人の教育研究評価等の準備を進めるとともに，評価結果のフィードバック方法を検討する。</p>	<p>全学評価委員会では，大学評価・学位授与機構による試行的評価「国際的な連携及び交流活動」について各部局等にフィードバックし，改善報告書をまとめた。また工学研究院では，評価委員会の下に調査部会などを設置し，教員業績評価方法を立案した。</p>	
<p>2. 各学科における「教育計画」の達成度の評価などにより，組織として教育の質の改善に繋げる。</p>	<p>各学科における「教育計画」の達成度評価の手順や基準策定の準備</p>	<p>工学部では，JABEEによる生産工学科・物質工学科の技術者教育プログラムの審査を受け，認定された。また教育人間科学部では，教員合宿研修を実施し，教育計画について検討した。</p>	
<p>3. 学生の授業評価アンケートなどを基に，教員個人の教育方法・内容に関する評価方法を検討する。</p>	<p>教員評価の評価手順や評価基準の策定の準備</p>	<p>留学生センターでは，特に非常勤講師に対して授業評価アンケートの実施方法を周知し，集計した平均値を担当者に通知した。また教育人間科学部では，ほぼ全ての専門科目で授業評価アンケートを実施した。さらに国際社会科学研究所（前期・法律系）では，半期に2回，学生アンケートを実施し，全体の分析結果を教授会で報告していることが特筆される。</p>	
<p>4. 個々の教員の教育に関する自己点検・評価結果を基に，教育に関する特別な予算配分を検討する。</p>		<p>17年度から検討するため，16年度は年度計画なし</p>	
<p>4)教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 大学教育総合センターのFD推進部が主体となって，学生による授業評価を有効に活用しつつ，効果的な教育方法の開発を推進する。</p>	<p>大学教育総合センターのFD推進部と連携して，講習会等FD活動を行い，それを通して授業方法の改善を図る。</p>	<p>大学教育総合センターFD推進部と各部局の連携のもとに「教員のための公開授業」が行われた。また，工学部の「授業改善への学生参画」のミニワークショップ，法科大学院における「持続可能な実務教育体制と教材開発」に基づく教育方法開発，環境情報学府の実験授業，留学生センターの日本語教育カリキュラム案などが注目される。</p>	
<p>5)学内共同教育等に関する具体的方策 附属図書館及び既設の全学教育研究施設を活用し，教育の充実を図る。</p>	<p>附属図書館と総合情報処理センターとの有機的な連携を推進して，情報リテラシー教育の充実方策を検討する。</p>	<p>総合情報処理センターにおいては，附属図書館・環境情報研究院等と連携し，「情報メディア教育基盤構築事業」を17，18年度概算要求事項とし，事業の受け皿として学内措置による「情報メディア基盤センター」化構想を推進している。また，附属図書館と総合情報処理センターとが協力して，情報リテラシー教育支援の講習会を6回開催した。</p>	
<p>6)学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項 大学全体としての取組を踏まえた上で，各部局において時代に相応しい教育実施体制の改善に努める。</p>	<p>各部局において，時代に相応しい教育実施体制の改善方法を準備する。</p>	<p>学生間コミュニケーションの場としても活用されている学生食堂の環境整備を行い，教育厚生施設の機能向上を行った。国際社会科学研究所（後期課程）では，各専攻のカリキュラムの改善措置を提言した報告書をまとめた。また，工学研究院を中心に全学組織として，安心・安全の科学研究教育センターを設置した。この他，教育人間科学部の日本語教育ボランティア活動への学生派遣，工学部・工学府での休講の掲示方法変更，国際社会科学研究所（前期・経営系）のマネジメント人材の育成などの準備，及び同研究所（前期・経済系）の学部・修士5年一貫プログラムの検討などが注目される。</p>	

大学の教育研究等の質の向上
 1 教育に関する目標
 (4) 学生への支援に関する目標

中期目標	大学の主要な使命である教育において優れた成果を生み出すために、学生への学習支援，健康・生活相談，就職支援，課外活動支援，経済的支援等を多面的に検討し，きめ細かく実施する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進行状況等		
(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 1) 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 1. 学生からの意見をもとに学生支援の問題点を把握し，本学諸委員会・組織で連携を取りながら改善を行う。 2. グループ担任制，オフィスアワー，TAの配置等を活用して学生の効果的な教育研究活動を支援する。 3. 後期課程大学院生の学会発表を促進するため，財政的支援措置を導入する。 4. 不登校学生の実態調査を実施し，その結果を踏まえ，担当教員からの指導を強化する。	学生支援の問題点の把握	厚生委員会で，学生支援の問題点を整理し「横浜国立大学における学生支援と福利厚生施設のあり方について（建議）」を纏めた。		
	種々の形態での学習相談支援体制の検討	問題を抱える学生が気軽に相談できる体制構築を目的に，グループ担任制等の検討を行い，学生ボランティア（キャンパス・ボランティア）に関する規則を制定した。		
	研究成果公表のための旅費支援や研究費支援制度の検討	研究成果公表に要する旅費や研究費獲得のための体制整備を検討するとともに，学生による学内外の競争的経費の取得を奨励している。		
			17年度から検討するため，16年度は年度計画なし	
2) 生活相談・就職支援等に関する具体的方策 1. 学生の健康保持・推進のため，健康診断，診療，健康相談などの業務機能を，保健管理センター機能の整備によって拡充し，充実を図る。 2. 学生の勉学上・生活上，就職上の悩みや相談に対応するため，保健管理センターの指導のもとに，教員によるアカデミック・カウンセリングやケアリング等の態勢を充実させる。 3. 各学部，学科，専攻等は，学生支援課と協力し，進路相談，就職に関する各種情報・サービスの学生への提供，就職セミナーの開催等，学習内容に応じたきめ細かい就職指導を実施する。	学生のメンタルヘルスのために保健管理センターと連携したカウンセリング体制の確立	全学的な「修学，学生生活上の悩みに関する相談」窓口を設置し，保健管理センター及び部局の協力を得たカウンセリング体制を整備した。		
			17年度から実施するため，16年度は年度計画なし	
	学生支援課の協力の下，進路・就職等相談体制・支援体制の強化	部局と全学の就職支援事業の連携促進並びに学生の就職・進路情報の集約・提供システムの構築について検討を始めた。		

<p>4. 横浜商工会議所などが仲介役を担うインターンシップ制度を導入し、受入企業の拡充を図るとともに、各学部は事務局学務部と連携し、企業等のインターンシップ受入れと学生への情報提供等を組織的に行う。</p>	<p>横浜商工会議所などが仲介役を担うインターンシップ制度の活用</p>	<p>インターンシップをキャリア教育の一環として捉え、教育課程との連携を図るとともに地域経済団体等との連携を深めている。</p>	
<p>3) 経済的支援に関する具体的方策 学生の教育研究を支援するため、奨学生プログラムに関する情報提供等の充実を図る。</p>	<p>各種奨学金プログラムについて情報を収集し、経済的支援を必要とする学生に情報提供し、周知を図るとともに、新たな経済支援策等について検討を行う。</p>	<p>各種奨学金情報を大学ホームページに掲載するなど、情報の取得及び提供を効率的に促進する体制について検討を始めた。</p>	
<p>4) 課外活動の支援に関する具体的方策 課外活動を教育の一環として積極的に捉え、教職員の課外活動への支援策を検討する。</p>	<p>教職員の課外活動等に関する支援策について検討を行うとともに、施設整備を検討する。</p>	<p>課外活動を教育活動の一環として捉え教職員の関与を一層深め、課外活動の施設整備及び具体的支援方策の検討を始めた。</p>	
<p>5) 社会人及び留学生等に対する配慮 1. 留学生センターは関係委員会と連携し、また、各学部、専攻等では、チューター制度を活用して留学生のために学習支援、生活支援などの適切な措置を行う。</p>	<p>各部局の実状に応じた留学生支援体制の整備</p>	<p>部局の特性に応じたチューター活用策を検討し、留学生センターとの連携を深め、留学生への独自の経済的支援を開始した。</p>	
<p>2. 大学院では、社会人のために講義の夜間開講等修学条件の改善を図る。</p>	<p>夜間開講、サテライト教室など、社会人教育環境の整備</p>	<p>常盤台地区だけでなく、みなとみらい地区、大岡地区及び東京田町キャンパス・イノベーションセンター内にサテライト教室を確保し、夜間開講を実施した。</p>	
<p>3. 就学の便宜を図るため、利便性の高い地区にサテライト教室を整備する。</p>		<p>17年度から実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>4. 留学生居住施設の拡充を検討する。</p>		<p>17年度から実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>5. 利用者のニーズに応じた図書館の利用環境の向上を検討する。</p>	<p>社会人学生の利用に配慮した附属図書館サービスの検討</p>	<p>附属図書館（中央図書館・社会科学系研究図書館・理工学系研究図書館）の授業期間中の土・日曜・祝日開館及び中央図書館の休日の開館時間の延長を実施した。</p>	

大学の教育研究等の質の向上
 2 研究に関する目標
 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	横浜国立大学は、研究を通して、「実践性」「先進性」「開放性」「国際性」の理念を実現する。 1. 自由な発想を支える柔軟なシステムのもとに広く内外の研究者と協調して先進的な研究を遂行し、世界の第一線に肩を並べる高い水準の研究成果を創出する。 2. 社会と自然及びそこに生きる人間の諸問題を探求し、各学問分野における世界的研究拠点となり、人類の将来に向けた確たる提言をする。 3. 研究の成果を広く発信し、国、地方公共団体、産業界、市民社会、諸外国が抱える課題の解決に寄与するため、独創性・有用性・新規性・未来可能性などを持った研究成果の還元を努める。
-------------	---

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 1) 目指すべき研究の方向性 大学の理念を具現する実践的、先進的研究、とりわけ新たな学問の萌芽となる研究、学際的研究、特に文理を融合する学際的研究、学外との共同研究の種となる研究を育て、多様な民族が共生する世界平和の達成、人類福祉の向上、自由と平等が保障される民主社会の実現、自然と人間が調和する地球環境の創生を目指す世界に先駆けた大学独自の実践的研究成果を創出する。	教員個人の独創的な研究に加え、中規模大学としての特性を生かすことのできる機動的なプロジェクト研究、特に文理融合型のプロジェクト研究を実施する。また、その成果を教育に反映させる。	部局越境の文理融合型プロジェクト研究として、高圧ガス保安協会との共同研究「DMEのリスクアセスメントに関する研究」(研究費総額1,500万円)を実施。この他、部局毎に海外との共同研究を含むプロジェクト研究を実施し、成果を教育に反映させた。	
2) 大学として重点的に取り組む領域 大学の基本理念である「実践性」「先進性」「開放性」「国際性」に立脚し、大学の優れた人的資源を最大限に活用しうる研究分野の重点的な整備・強化を図る。 1. 21世紀COEプログラムに採択された分野を重点研究領域と位置づける。さらに、本学独自の研究成果を生かし、拠点形成のためのプロジェクト研究を立ち上げる。	21世紀COEプログラムに採択された分野を重点研究領域と位置づけるとともに、本学独自の研究成果を生かし、新たな拠点形成のためのプロジェクト研究の設置を検討する。	文理融合型の研究教育を推進するため「安心・安全の科学研究教育センター」を設置し、学長主導の下、安全科学分野の研究を強化・充実させた。また、新たな拠点形成のためのプロジェクト研究として、次年度の特定領域申請を目指し、文部科学省科学研究費補助金の基盤C(企画調査)に2件申請した。	
2. 教員個人の発想に基づく研究に加え、「安心・安全」の科学と技術をはじめとする全学的なプロジェクト研究、環境の科学と技術に関する総合的な研究、国際開発・経済学・経営学・国際経済法学を包含した研究における基礎的・応用的・先端的研究を推進し、本学の個性化を図る。		18年度以降に実施するため、16年度は年度計画なし	

<p>3.教育・人間科学を領域とする研究を継続的に発展させ、社会的ニーズに応える重点分野の研究を積極的に推進する。</p>		<p>18年度以降に実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>3)成果の社会への還元に関する具体的方策 1.独創性・有用性・新規性・未来可能性などを持った研究成果を学術論文、著書として公表し、研究成果の社会への還元を行う。</p>	<p>著書・刊行物・研究成果の発刊・公表の促進及び各種審議会を通じた政策形成の協力を活性化</p>	<p>全教員の教育研究活動データベースを作成し、著書・論文・特許等の研究成果を公開した。</p>	
<p>2.共同研究推進センターを通して、国、地方自治体、民間との共同研究・受託研究を中期目標期間中に15年度比20%程度の増加を目指す。</p>	<p>共同研究推進センターや包括的連携契約を活用した民間や公的機関との連携</p>	<p>共同研究推進センター内に産学連携推進本部を設置し、数社との包括的連携契約を結んだ。</p>	
<p>3.産学連携推進本部に知的財産部門を設置し、よこはまティーエルオー株式会社、よこはま大学ベンチャークラブなどの学外組織と連携して、知的財産の創出、取得、管理、活用及び研究シーズの発信並びに社会還元の視点から技術移転及び起業化を推進する。</p>	<p>よこはまTLO、よこはま大学ベンチャークラブ(YUVEC)などを活用した産学官連携、民間等との共同研究、受託研究の拡大</p>	<p>産学連携推進本部の下に、民間や公的機関との連携した共同研究(132件、対前年度比40%増)、受託研究(63件、対前年度比26%増)を推進した。</p>	
<p>4.学会、各種審議会などを通じて、教育研究成果を積極的に還元していく。</p>		<p>17年度から実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>5.それぞれの分野において一般市民の理解の向上に資するような著書、刊行物等を発刊・公表する。</p>		<p>18年度以降に実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>6.学内広報関係組織の有機的連携により、ホームページを介した研究プロジェクトの紹介や研究成果の公開を推進する。</p>		<p>18年度以降に実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>7.情報技術を活用し、学内で生産された学術情報の体系的な発信を行う。</p>	<p>効果的な研究成果情報等、学術情報発信方法の検討</p>	<p>教育研究活動データベースから研究内容、研究業績等を公開した。アクセスは7万件以上、延べ80万ページが閲覧された。また冊子「研究者総覧」を発行した。</p>	
<p>4)研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 1.国際的に評価の高い学術雑誌、あるいは我が国固有の学問・実務・実業の面で国内諸分野への寄与が高い学術雑誌への論文投稿を通して、国内外で第一線の学術成果を挙げていることを検証する。</p>	<p>評価の高い学術雑誌、国際会議での発表状況の把握</p>	<p>教育研究活動データベースにより、発表状況を把握できるようにした。</p>	
<p>2.自らも多様な評価基準を開発するとともに、21世紀COE、科学研究費補助金、国が推進するプロジェクト研究等への応募と採否等を通じて、研究水準を常に検証する。</p>	<p>科学研究費補助金、競争的研究資金等の獲得状況の把握</p>	<p>教育研究活動データベースにより、競争的研究資金(除く科学研究費補助金)等の獲得状況を把握できるようにした。また、科学研究費補助金については、産学連携推進本部で把握できるようにした。</p>	
<p>3.学問分野の多様性、特性に応じて、研究水準を確認する。</p>	<p>研究活動に関するデータベースの設置</p>	<p>教育研究活動データベースを稼働させた。</p>	
<p>4.多様な評価基準に基づき、研究水準を向上させるため、年間30件以上の特許の出願・年間15件</p>	<p>実用性・有用性に優れた研究については、特許出願・取得等により水準・成果を検証する。</p>	<p>共同研究推進センター内の産学連携推進本部で、実用性・有用性に優れた研究について特許出願・取得等を行っている。論文発表、特許出願については、目標値等を設定し、その達成度の検証を検討している。</p>	

以上の特許の取得目標値の設定や製品化により実用性・有用性に優れた研究の水準を検証する。

論文発表，特許出願については，論文発表，国際学会での研究発表，特許出願等に目標値等を設定し，その達成度を検証する。

大学の教育研究等の質の向上
 2 研究に関する目標
 (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	1. 横浜国立大学は、これまでの実践的、先進的研究をさらに推進していくために研究組織、研究資金、研究環境の弾力的・流動的運用に努める。 2. 横浜国立大学の特色である研究部と教育部を分離した大学院組織を生かし、学術と社会の変化に柔軟に対応した教育研究を実施するため、大学内の各部局・センターの人材・施設等を、先進的、融合的、学際的な研究課題に基づき弾力的・流動的に組織して研究を推進する。また、外国の大学を含む他研究機関との間で研究者の人事交流を促進する。 3. 時代に相応しい研究の課題を定期的に精査し、公表する。課題に対する成果は、組織あるいは教員個人として、多面的に評価する。そのため、成果を適切に評価する方法を研究分野の特徴に応じて構築するとともに、それらを研究の質の向上に資するためにフィードバック体制の整備に努める。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 1) 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 1. 大学が特に重視する教育研究の展開を実現するため、全学教員枠(仮称)を設け、大学全体の視点から研究者等を配置する。		17年度から検討するため、16年度は年度計画なし	
2. 各部局・センターの人材を、社会から要請される先進的、融合的、学際的な研究課題に基づき弾力的・流動的に組織した研究を推進し、研究者、研究支援者及び研究設備等の有効かつ適正な配置を図る。	大学が特に重視する教育研究分野に、先進的、融合的、学際的な研究課題に柔軟に対応できる弾力的な教員等の配置に努める。	社会から要請される先進的、融合的、学際的な研究課題や研究教育成果還元による社会貢献に必要となる常勤の教員、職員を運営費交付金以外の資金で任用する「有期雇用教職員制度」を整備した。工学研究院に人事協議会を設置し、将来構想に適した教員人事を行うシステムを構築した。また、環境情報研究院では、21世紀COEプログラム「生物・生態環境リスクマネジメント」研究の一層の充実を図るとともに、他専攻・コース及び研究院の研究分野の見直し、再編強化を開始した。	
3. 外国の大学を含む他研究機関との間で研究者の人事交流を促進する。	外国の大学等との研究者の人事交流の促進	外国人研究員13名を受入れた。また国際共同研究を43件行った。	
4. 他大学出身者、本学出身者の他機関勤務経験者、さらに外国人や女性など、多様な経歴・経験や出身基盤を持つ者を積極的に採用するよう配慮する。	外国人教員の任用のあり方の見直し	法人化前の外国人教師制度の枠4の内1を常勤教員(教授)に振替え、採用できるポストを設置した。	
5. 若手研究者が研究に専念できる環境を整備する。		17年度から実施するため、16年度は年度計画なし	
6. 研究組織の活力を高めるため、教員の公募制、任期制及び柔軟な定年制の運用について検討する。	適切な公募制、任期制等の導入の検討	公募要項のフォーマットの統一、ホームページでの情報公開を行った。	
7. 大学院生をリサーチアシスタント(RA)として有効に活用する。		17年度から実施するため、16年度は年度計画なし	
8. 研究成果を教員の研究組織の改編に結びつけ、教員の適切な配置を検討する。		17年度から検討するため、16年度は年度計画なし	
9. 個々人の研究に加え、プロジェクト	プロジェクト研究を推進させる機	各部局にプロジェクト研究推進会議を設置して検討を開始した。	

<p>クト研究を推進させる機構を検討する。</p>	<p>構の検討</p>		
<p>10. サバティカル制度導入の検討等により、研究活動の活性化を図る。</p>	<p>サバティカル制度等の検討</p>	<p>サバティカル制度等の検討については、一部の部局で開始したものの、今後更なる取り組みが必要である。</p>	
<p>2) 研究資金の配分システムに関する具体的方策</p>	<p>基礎的・基盤的な分野において、将来性が見込まれる研究を発掘し、予算を積極的に配分する。</p>	<p>教育研究高度化経費により必要度の高いプロジェクトに重点的に予算を配分する仕組みを実践した。</p>	
<p>1. 学内予算の一部を教育研究高度化経費として、学内の特定プロジェクトに配分する。</p>	<p>教育研究高度化経費により、必要度の高いプロジェクトに研究費の重点配分を実施</p>	<p>教育研究高度化経費及び学長裁量経費等の募集、産学連携推進本部内にプロジェクト研究推進部門の設置などを通して、学内に10件のプロジェクト研究が立ち上がり、全学または各部局から重点予算配分を受けて実施されている。</p>	
<p>2. 研究の企画・立案、研究資源の導入等、大学における研究を効率的かつ円滑に推進するため、研究推進室（仮称）を設置する。</p>		<p>17年度から実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>3. 教育研究高度化経費の割合を増加させ、部局の特性に応じ優れた研究に予算を積極的に配分し、長期的視点を含めた研究業績に関する評価を実施する。</p>	<p>適切な業績評価を実施し、研究資金の配分に反映させる方針の検討</p>	<p>競争的資金の獲得実績及び独創的研究の成果実績を公表した。</p>	
<p>4. 特許料収入の配分を発明者に40%還元するなど、外部資金を獲得した教員にインセンティブを付与する。</p>	<p>特許料収入の配分を発明教員に還元するシステムの検討</p>	<p>本学職務発明規則運用細則を規定し、報償金を支払うことができるように整備した。また、職務発明規則及び職務発明規則運用細則を制定し、所定のシステムを整えた。</p>	
<p>3) 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策</p>			
<p>1. 研究活動の基盤をなす施設・設備、図書等資料などを整備、充実し、情報ネットワークや情報サービス機器などは継続的にその向上を推進する。</p>	<p>研究に必要な施設・設備・図書等資料などを全学的視点から整備、充実する。</p>	<p>各部局での取り組みを進めているが、今後更なる全学的視点での推進が必要と考える。</p>	
<p>2. 研究室、実験室などの施設に関し、全学共通利用スペースを設け、大学全体の資源の適正で有効な利用を推進する。</p>	<p>施設の有効活用や安全性の観点による研究スペースの共同利用</p>	<p>各部局での取り組みを進めているが、今後更なる全学的視点での推進が必要と考える。</p>	
<p>3. 大学全体の視点から施設、資金や教職員などの適正で有効な配置を図る。</p>		<p>17年度から実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策</p>			
<p>大学が、基本特許の取得につながる革新的ブレイクスルーを達成し、新技術・新産業を創出するため、より速やかに知的財産を生み出す環境整備と、生み出された成果の権利化・運用を目的とした産学連携推進本部知的財産部門を設置する。</p>	<p>産学連携推進本部を通じてよこはまTLO、YUVECと連携して知的財産権の獲得及びベンチャー企業の立ち上げ等を支援する。</p>	<p>平成16年度は本学教員がベンチャー1社を立ち上げた。また、大学が保有する特許を2件実施した。</p>	
<p>5) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策</p>			
<p>1. 全学の評価委員会及び各部局の対応する委員会は、教員個人と教員が所属する組織の研究に関する自己点検・評価、外部評価を定期</p>	<p>全学の評価委員会及び各部局の対応する委員会において教員個人の研究評価、組織の研究評価の評価基準について検討する。</p>	<p>各部局での取り組みを進めており、今後、全学的視点での推進を検討していく。</p>	

<p>的に実施し，研究活動の改善と質の向上に反映させる。</p>			
<p>2. 各部局の実情に応じて，評価結果を部局内の研究予算の配分，教員の配置，研究室面積等の配分に反映させる。</p>		<p>17年度から検討するため，16年度は年度計画なし</p>	
<p>6) 学内共同研究等に関する具体的方策</p>	<p>高度化，多様化する研究ニーズに迅速かつ適切に対応するため，全学教育研究施設の見直しを行い，教育研究を推進する体制の整備・充実を検討する。研究分野の特性に応じて，学内共同研究等に関する具体的な計画を実施する。</p>	<p>文部科学省科学技術振興調整費新興分野人材養成プログラム「高度リスクマネジメント技術者育成ユニット」に採択され，全学協力体制で高度専門職業人育成のため教育プログラムの実行を開始した。</p>	
<p>1. 共同研究推進センターのリエゾン機能の充実，職員の増強，実験スペースの拡充を推進する。</p>		<p>17年度から実施するため，16年度は年度計画なし</p>	
<p>2. 情報通信ネットワーク基盤を整備し，教員及び学生の情報取得及び情報の発信の便宜を図る。情報セキュリティポリシーのもとに，社会的責任を果たす。また，研究と教育の両面における情報処理に関する支援を十分に行うため，総合情報処理センターを改組拡充して組織面及び設備面の整備を検討する。</p>		<p>17年度から検討するため，16年度は年度計画なし</p>	
<p>3. 機器分析評価センターの学内研究支援機関としての体制を強めるとともに，地域と連携した研究への展開を図る。</p>		<p>17年度から実施するため，16年度は年度計画なし</p>	
<p>4. ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーにおいてベンチャー・ビジネスの萌芽ともなる独創的な研究分野を開拓し，そこから発展が期待される研究分野の育成を推進する。</p>		<p>17年度から実施するため，16年度は年度計画なし</p>	
<p>5. 安全工学・環境工学に関する研究成果を広く普及し，安全教育，安全・環境管理の充実を図るための組織の構築を図る。</p>		<p>17年度から実施するため，16年度は年度計画なし</p>	
<p>6. 高度化，多様化する研究ニーズに迅速かつ適切に対応するため，全学教育研究施設の見直しを行い，効率的な組織編成と人員の配置により密接に連携した教育研究を推進する体制を整備する。</p>		<p>17年度から検討するため，16年度は年度計画なし</p>	
<p>7) 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項 大学全体としての取組を踏まえた上で，各部局では固有の研究領域に即した研究実施体制を構築する。</p>	<p>学問分野の発展に応じて，学部・研究科等の研究実施体制等の新設等について，大学全体としての取組を踏まえた上で，各部局における検討に取り組み，研究実施体制の整備・充実を検討する。</p>	<p>経営学部においては，経営学研究の支援のための「研究推進室」を設置し，各教員で構成される研究室単位のプロジェクトやシンポジウム，ワークショップなどを積極的に推進した。</p>	

大学の教育研究等の質の向上
3 その他の目標
(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標

中期目標	<p>「社会に開かれた大学」として，先端的かつ複合的な学術研究を発展させ実践的な高度専門職業人を育成することを基本方針とする横浜国立大学においては，社会との連携を積極的に推進し，多様なニーズへの対応や諸課題の解決において貢献することは重要かつ不可欠のものである。</p> <p>1. 大学として本来の研究・教育活動を行うとともに，産業界，地域社会等との研究面での連携活動や教育面における連携も積極的にを行う。</p> <p>2. 国際都市横浜を背景とし，国際性を重視する伝統を踏まえ，教育面及び社会面における国際協力・交流活動を積極的にを行う。</p>
-------------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
3 その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置 1. 海外の大学との研究交流，外国人研究者受入れ，国際機関との共同研究などを積極的に促進する。		17年度から実施するため，16年度は年度計画なし	
		17年度から実施するため，16年度は年度計画なし	
		17年度から検討するため，16年度は年度計画なし	
		17年度から検討するため，16年度は年度計画なし	
1) 地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策 1. 大学全体としての組織的・総合的な推進体制を整備することにより，大学としての窓口を一本化し，社会の真のニーズを把握しながら，具体的な事業展開を推進する。	大学全体としての組織的・総合的な推進体制を整備することにより，大学としての窓口を一本化し，社会のニーズにあった社会貢献活動を各部署において行い，社会連携を推進する。	産学連携推進本部に産学連携窓口を設置し，大学外からの要請・希望等を1つの窓口で受け付けるシステムを構築した。また，各部署にあってはその特性を生かした公開講座，公開セミナー等を実施して社会貢献に努めた。	
2. 社会貢献，産学連携とかかわりを持つ組織を担当委員会のもと有機的に結合し，社会貢献，産学連携を組織的に推進する。		18年度以降に実施するため，16年度は年度計画なし	
3. 教育と研究における社会との連携をさらに深めて社会サービス等を充実させるため，利便性の高い地区に大学の窓口及びサテライト教室を整備する。		18年度以降に実施するため，16年度は年度計画なし	
4. 地域の要望等に応じた公開講座，セミナー，研修会等を実施し，生涯学習の機会を提供する。		公開講座，セミナー，研修会等の積極的な実施	公開講座，セミナー，研修会等を多方面にわたり多数実施した。公開講座や地域公開シンポジウムに100名を超える参加があるなど，地域社会の好反応を得た。社会人向け公開講座も実施して，定員を超える参加を得た。高度技術者研修への講師派遣や各種講演会を通して，社会人教育に貢献した。また，高校

		<p>生を対象にしたインターンシップ受け入れ等を実施した。さらに、横浜市保土ヶ谷区との共同での講座開催も平成17年度開催に向けて連絡調整を開始した。サテライトキャンパスを利用した公開講座も活発に開かれた。このほか、東京地方税理士会との連携での税理士のための基本法講座を実施し、数百名の参加があった。</p>	
<p>5. 独立行政法人や地方自治体等との連携を強化し、各種審議会、公的研究機関等の委員会・審議会等へ積極的に参加する。 6. 附属図書館の教育資源を広く社会へ開放する。</p>	<p>教育研究活動、図書館資料の市民社会への還元への促進</p>	<p>国、地方公共団体、独立行政法人等の各種審議会への参加件数は、平成16年度は335件と前年度に比べ56件増加(20%増)した。特に地方公共団体への参加件数は前年度と比較し78件の増加があり、神奈川県や横浜市など地域に密着した形で教育研究活動の市民社会への還元が促進された。附属図書館では、16年4月1日から一般利用者への図書館資料の貸し出しを実施し、これに伴い、前年度の8倍以上の図書利用カードを一般利用者へ交付した。</p>	
<p>7. オープンキャンパスの充実や、大学院社会人コースの拡充等により教育研究の成果等を広く提供する。</p>		<p>17年度から実施するため、16年度は年度計画なし</p>	
<p>8. 海外の大学との研究交流、外国人研究者受け入れ、国際機関との共同研究、国際協力プロジェクトへの参加を推進する。</p>	<p>海外の大学との研究交流、外国人研究者受け入れ、国際機関との共同研究、国際協力プロジェクトへの参加の推進</p>	<p>学術交流協定締結大学(大学間及び部局間)との交流状況については毎年調査し、冊子にまとめ、国際交流委員会等で報告し、交流実態の無い大学については提案部局等が中心となって対策等を協議している。今年度とりまとめた平成15年度における大学間協定校との交流状況は、学生交流において受入が53名、派遣が48名、研究者交流においては受入(訪問を含む)30名、派遣(往訪を含む)44名の交流が行われた。また4名の事務職員が交流協定校を訪問し意見交換等を行った。また8つの大学と共同研究が行われた。また、部局間交流協定校間では、学生交流において受入が18名、派遣が4名、研究者交流においては受入3名、派遣15名の交流が行われた。また、5つの大学と共同研究が行われており、3つのシンポジウム等に参加・協力した。平成16年度は、これまで学術交流協定締結大学がなかった、マダガスカル、カナダ、ニュージーランド、を含む7カ国9大学と新たに大学間学術交流協定を締結することを決めた。</p> <p>その他の国際交流状況(国際機関と共同で行うプログラム等)については、毎年「国際交流・国際学術研究等の状況」という冊子にまとめ、国際交流委員、各部長等に配布し、これからの国際交流推進に役立てている。</p> <p>国際協力プロジェクトへの参加を推進するため「国際開発協力のための大学等データベース」に登録を行っており、今年度は英文データについてもより詳しい情報の掲載に努めた。</p> <p>国際協力銀行の支援(円借款事業)により行われている、「中国内陸部・人材育成事業」を積極的に支援するため、学内規則の整備、この事業サイトへの本学情報の掲載を検討している。</p> <p>国連大学高等研究所との連携を深めるため、事務連絡のパイプをつくり、国連大学が求める専門分野の教員を素早く紹介したり、国連大学が主催するセミナー・シンポジウムの案内をメール配信やHPを使って学内に周知するようにした。</p> <p>研究者の受け入れ、派遣に関して、報告書の書式を作成し、平成17年度より国際担当理事宛報告することとした。また、国際交流基金管理委員会において、研究交流をより活発にするため、しばらく休止していた研究者の受入・派遣事業を平成17年度より再開することを決めた。</p>	
<p>2) 産学官連携の推進に関する具体的方策 1. 大学の研究情報を外部に提供し、人的・物的資源を十分に活用する学内連携システムを構築し、共同研究・受託研究、技術移転事業実施、国内外から各種研究員の受入れを質的、量的に拡充する。</p>	<p>産業界との窓口や知的財産等の取扱いの一元化を進めるため、産学連携推進本部を設置するとともに、この活動を通して、研究成果の特許化、共同研究、受託研究の推進等により社会の要請に応じた産学連携を図る。</p>	<p>共同研究推進センター内に産学連携推進本部を設置し、そこに大学外からの要請等を1つの窓口で受け付けるシステムを構築し、この下に、数社との間に本学との包括提携が結ばれた。また、部局を超えた文理融合型プロジェクト研究も実施した。</p>	
<p>2. 教員の研究成果を基に、研究集会、シンポジウム等を主催又は企画し、産学官の交流及び連携・協力を推進する。</p>	<p>研究集会、シンポジウム等を通じて研究成果を公表</p>	<p>研究集会、シンポジウム等を通じて、研究成果の公表を活発に行った。また、学会開催の当番校としても貢献した。</p>	

<p>3. 社会との効率的な連携，社会人の技術及び知識の向上に寄与するため，リエゾン機能の活用，種々の技術相談及び技術研修会を催し，きめ細かな対応を行う。</p>	<p>社会との効率的な連携に寄与するため，寄附講座，連携講座等の開講，技術相談，技術移転事業の検討</p>	<p>寄附講座の受け入れをし(2単位開講)，また社会人を対象とした高度技術研修を開催した(4コース，延べ13日間，参加人数53名)。さらに民間企業等からの技術(予備)相談87件，研究シーズ調査20件，企業ニーズ調査18件を実施した。また平成17年度より新たに国際協力銀行との連携講義開催に向けた準備を行った。</p>
<p>4. 社会の科学的基礎研究及び技術水準の高揚，高度技術者養成の一環として，外部資金の導入による寄附講座，連携講座を開講する。</p>		<p>17年度から実施するため，16年度は年度計画なし</p>
<p>5. 教員の専門性を活かした各種審議会，企業役員等への就任，データベースの構築，ソフトウェアの開発，研究論文発表等による研究成果の提供を行い，社会に貢献する。</p>	<p>教育委員会などと連携した教育事業の検討</p>	<p>地域連携事業として，今年度は，以下の3つの事業に協力した。 茅ヶ崎市教育研究所におけるスーパーバイザー事業(16年度5回)，逗子市教育研究所におけるスーパーバイザー事業(16年度約18~20回)，厚木市児童相談所学校コンサルテーション事業の講師(16年度5回)。</p>
<p>6. 共同研究推進センターなどを通じ産業界からの要望を広く収集するとともに，地域社会一般からの相談内容も大学として収集する体制を整備し，自然・社会・人文の各領域から適切な専門的アドバイスを提供できるような支援体制の確立を目指す。</p>		<p>17年度から実施するため，16年度は年度計画なし</p>
<p>3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策 学内の競争的経費(教育研究高度化経費)を使用し，地域の大学，特に横浜市立大学との共同研究と教育連携(単位互換，連携講座)を積極的に推進する。</p>	<p>地域の大学，特に横浜市立大学との教育や研究の情報交換並びに連携を強化するため，方策を検討する。</p>	<p>県内大学との連合学会への参加，市内大学間の単位互換制度を実施し，横浜市立大学との間でも連携を強化し，共同研究を実施した。附属図書館においても，神奈川県図書館協会に加盟し，また，県内図書館との相互協力の実務者レベルの協議を開始するなど，各部局が，連携強化の活動を活発に行った。</p>
<p>4) 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策</p>	<p>・学部，大学院における英語コースの整備，質的向上 ・単位互換制度の整備</p>	<p>インフラストラクチャー管理学コース，IMF移行経済プログラム，英語による公共政策・租税コース，法整備支援コース等の英語コースを実施しており，その受け入れ枠の拡大が決定されたものがあるほか，提供科目の増加についても検討している。国際社会科学部においては，横浜市立大学商学研究科との単位互換を実施した。</p>
<p>1. 大学間交流協定を今後も充実・拡充することにより，外国人研究者の招聘や留学生の受入及び教職員・大学院生の海外派遣を積極的に推進する。</p>	<p>国際交流に関する十分な情報の配送信を行うため，国際広報体制の整備拡充を検討する。ニュースレターの発行，ホームページの拡充，国際交流協定校，国際機関及び大使館等への広報活動の拡充，留学フェア等における広報活動の積極的展開を図る。</p>	<p>英文リーフレットの体裁，掲載内容について検討し，本学の情報をコンパクトに発信できるようにした。英文ガイドを，国内の国立大学法人及び海外の学術交流締結大学，関連国際機関等へ送付するとともに，HP国際交流サイトで，国際課が係わる行事を紹介し，英文HPでも同様の紹介をし，さらに学生交流協定締結校に対し本学短期留学(JOYプログラム)パンフレットを配布するなどして，海外に向けた本学の国際交流についての情報発信を複数の経路で行った。また，台湾，韓国，タイ，マレーシアの4カ国で実施された留学フェアに参加し広報活動を行うとともに，各フェア参加者から報告書を聴取し次年度広報活動の改善を検討した。学生交流協定校の増加や短期留学説明会等の充実を図るなど学内広報に務めた結果，16年度における短期派遣留学生の人数は昨年より5名増加の36人となった。</p>
<p>2. 横浜国立大学国際交流基金など国際的な研究交流を促進するための諸制度を整備・拡充するとともに，全学横断的な支援体制を確立し，部局等の活動を有機的に連携させる。</p>		<p>17年度から検討するため，16年度は年度計画なし</p>
<p>3. 留学生の増加に対応した全学的な教育研究支援体制を充実する。</p>	<p>国際交流委員会等において学生・研究者支援の体制整備の検討</p>	<p>国際交流委員会内にWGを組織し，本学における留学生受入・派遣に関する基本方針について検討した。さらに，派遣留学生の危機管理体制，留学生指導・相談体制の強化等の，具体的課題についても検討を開始した。各部局においては，留学生に対するカウンセリングシステム，チューター制度</p>

		の拡充が検討，実施された。	
<p>5)教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 1.大学間交流協定の締結や諸外国の高等教育研究機関と学术交流を一層推進し，研究員の受入れ，外国企業等との共同研究，研究情報の交換などについて，全学横断的な支援体制を確立し，積極的に行う。</p>		17年度から実施するため，16年度は年度計画なし	
<p>2.諸外国の大学及び高等教育研究機関が開催する国際集会，国際シンポジウム等に積極的に参画し，諸外国機関との交流及び連携協力を推進する。</p>	<p>国際シンポジウム等への参画や諸外国機関との交流及び連携協力方策の検討</p>	<p>大学としての国際シンポジウム等開催の把握について，国際交流委員会で討議し，報告書の書式を策定し，平成17年度より国際担当理事宛に報告することとした。また，教員が参加する国際会議，国際シンポジウム等については，教育研究活動データベースで検索することができるようにした。</p>	
<p>3.国内外の機関による途上国人材育成事業など従来の実績を踏まえて，開発途上国に対する協力事業を積極的に推進する。</p>	<p>途上国支援事業，途上国人材育成事業などの国際交流事業に対応</p>	<p>JICAが行う途上国への専門家派遣事業，研修生の受入事業，中国政府派遣研究者の受入等，積極的に協力している。また，円借款事業により行われている，「中国内陸部・人材育成事業」を積極的に支援するため，学内規則を整え，来年度より実施できるように国際交流委員会で検討し準備を進めている。このように，支援のための恒常的なネットワークが整備されてきており，平成16年12月のスマトラ島沖地震津波に際しては，本学工学研究院から調査隊を地震発生後10日で派遣することが出来た。</p>	
<p>4.文部科学省，世界銀行，IMF，独立行政法人国際協力機構，独立行政法人日本学生支援機構等との連携による英語を用いた教育プログラムの充実を図る。</p>		17年度から実施するため，16年度は年度計画なし	

大学の教育研究等の質の向上
 3 その他の目標
 (2) 附属学校に関する目標

中期目標	1)設置目的 知・徳・体のバランスがとれた人間性豊かな児童・生徒の育成をめざし、さらに附属学校の特質を生かした教育課程の開発・実践を進め、近隣教育界の範となることを目的とする。 2)教育活動の基本方針 教育課程の開発・実践にあたっては、小・中・養護の各附属学校の連携を密にし、教育人間科学部などの学内諸部局・施設、並びに教育委員会等地域の教育機関との連携・協力を重視していく。また、実践的指導力を備えた教員の養成や職員の交流人事、現職教員の研修などを通して、開発した教育課程やその実践方法を地域教育界に還元する。 3)学校運営の改善の方向性 特色ある学校づくりをめざし、選抜方法改善の検討、保護者の学習参加の促進、地域に開かれた学校運営の実現に向けた取り組みを行う。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況等
(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置 1) 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策 1. 教育学研究科・教育人間科学部・教育実践総合センター等と連携・協力しながら、教育課程・カリキュラムを検討し、小学校、中学校の教育内容の連携や附属学校間の連携を推進するための体制の整備を検討する。	各附属学校の連携・調整の機関として教育人間科学部内に附属学校部を設置し、教育現場での諸問題の解決及び現場への還元のための先進的・実践的な総合的研究を推進する。	附属学校部委員会を新設し、情報の共有化、教育研究上の課題の相互理解など附属学校の様々な問題について連携の基盤を整備し、5 附属と学部の教員による教科ごとの協議会の発足を旨とした教育・研究の連携事業を実施した。
2. 学部・研究科等との共同研究により独自の教育理論を創造するとともに、学部・研究科の授業と教育現場での実践との有機的な連携を図り、附属学校の役割を明確にした教員養成システムを構築する。	学部教員との共同研究、教育実地研究の改善、教育実習のあり方に関わる検討、附属学校授業への学部教員の参画等により学部と附属学校及び附属学校間の連携を推進していく。	実践的授業科目の場として各附属学校が活用され、教育実習、基礎演習、教育実地研究、生活科概説の授業が行われ、それらの科目をさらに改善するための検討を行った。また、学部教員や大学院生、学部生が、各附属学校の校内研究会、公開研究発表会における協力、授業や社会人セミナーの担当等いろいろなケースで附属学校への直接的な関与を行った。
3. 学部や研究科、教育実践総合センター・附属学校共催の近隣公立学校の現職教育研修を計画的に行う。	公立学校の研修会等に各附属学校の教員を学部や教育実践総合センターとの連携のもと講師として派遣する。	地域に貢献する附属学校の存在意義を示し、地域との交流を推し進めるため、研修や研究会について可能なかぎり講師派遣を行った(派遣先の例:神奈川県総合教育センター、公立小中学校、各市教育委員会、教育関係セミナー・学会)。また、学校視察やメディア(新聞、雑誌、本、TV、webなど)を通じた成果発表の形での貢献も行った。
4. 地域と連携して附属学校のあり方を検討する。	学校評議員制度を活用し、地域スポーツ活動への施設の積極提供など地域との連携の在り方を検討する。	学校評議会を開催し、意見を学校運営に生かすなど地域に開かれた学校をめざした(評議会での主な議題:地域貢献・地域交流に関する事項、施設開放に関する事項(各種スポーツ施設など)、地域のまちづくり計画と連携と連携した将来プランに関する事項)。
2) 学校運営の改善に関する具体的方策 1. 児童・生徒の学校生活全般にわたる指導計画の作成、施設等の整備・充実と活用等、各年度ごとの教育目標と重点項目を明確化し、年度末にその達成度を確認する。	各附属学校に即した方法で年度目標を明確化し、附属学校に相応しい外部評価制度を取り入れた学校評価の研究会を発足させる。	外部評価については、学校評価の研究会を発足し資料収集を行うなどの準備を進めているが、実行の段階には至っていない。外部評価については、5 附属で連携して進めていく必要があると考えている。
2. 小・中・養護学校が有機的に関連した教育課程の開発を目指し、	総合的な学習や英語教育等を視野に入れた小中連携や養護・小中連	鎌倉小・中学校では研究発表会を同日開催とし、教科の中であるいは学級活動の中で小中の連携を検討した。また、小中連携の一環としての総合的な学習や

<p>附属学校と連携した学校運営を検討する。</p>	<p>携の教育課程の研究会を発足させ 附属学校間の交流を促進する。</p>	<p>英会話学習での連携についても試行を行った。</p>	
<p>3. 児童・生徒の安全管理の方策を強化する。</p>	<p>安全管理研修会の実施，関係各方面との連携の強化などにより，児童生徒の安全の確保に努める。</p>	<p>児童生徒の安全確保を目指し，以下の取り組みを行った。安全管理研修の実施，不審者対応の避難訓練の実施や不審者侵入時の危機管理マニュアルの作成，緊急時の対応として刺又や催涙スプレーの配備，警備員の配置，監視カメラ。通学路の安全確保のための通学状況の確認，PTAの校外委員会と学校との連携による校外班別保護者会の発足，「ふぞくっ子安全のしおり」の発行・配布や「健康・安全を考える日」の設定，地域と連携した地区懇談会の開催。</p>	
<p>4. 保護者・地域住民・ゲスト講師等が随時参加できる教育実践や，地域の歴史的・文化的財産及び人材を積極的に活用する教育実践を行う。</p>	<p>社会人，保護者及び地域住民のゲスト講師，学部学生の学生ボランティアの活用を促進する。</p>	<p>ゲスト講師の活用：鎌倉市教育委員会文化財保護課職員による6年生の市内史跡見学と歴史学習，消防本部職員による地震被災地救援活動の講演と防災訓練，県民部安全・安心まちづくり推進課くらし安全指導員による防犯教室および防犯訓練，総合的な学習の時間における専門家の授業 音楽における演奏家による実演と講演 学長を招いた講演会，社会人によるクラブ活動指導 地元商店街による体験的活動支援。 学生ボランティアの活用：学部学生のサークルによる交流と学習支援，総合的な学習の時間での学習支援，英語検定や数学検定の補助，陸上競技大会，水泳指導の補助，宿泊学習の補助，学校行事のおんがく会の支援。</p>	
<p>5. 学習支援ボランティアの積極的導入を図り，附属学校の教育研究活動を充実させる。</p>		<p>17年度から実施するため，16年度は年度計画なし</p>	
<p>3) 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策 教育活動の基本方針及び特色ある学校づくりに相応しい入学者選抜方法を検討し，実施する。</p>	<p>神奈川県教育委員会との連携，中高連携準備協議会の設置，授業公開や学校説明会の充実等により，入学者選抜の改善を図る。</p>	<p>学校説明会，学校見学会，公開授業，希望者対象の体験授業，CDやプリント・パンフレット・書籍等の各種資料の提供，HPの充実などの方法で教育の実際の姿を積極的にアピールした。附属養護学校では入学選考時期を11月下旬から10月中旬に変更し，神奈川県教育委員会と連携し，高等部の入学選考の時期を早めることにより，受験の機会を増やした。</p>	
<p>4) 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策 1. 円滑な人事交流を行うため，神奈川県・横浜市・川崎市教育委員会と大学との連携協議会のもとに専門委員会を設置する。</p>	<p>研修のための専門委員会設置要項の制定，現職教員の初任者研修及び10年，15年経験者研修の場の提供，附属教員の大学院への入学等により，教職員研修の高度化を図る。</p>	<p><現職教員の初任者研修及び10年，15年経験者研修> 県の初任者研修，15年次研修に講師派遣，授業公開および研修の形で協力した。また，横浜市中区の学校運営研修会で講師を務めた。さらに，県の総合教育センターの指導力不足教員の研修会場となっている。 <附属教員の大学院での修学> 附属教員は現在でも各附属学校1～2名が大学院教育学研究科に修学している。 教育学研究科では，現職の教員が大学院へ入学した際の単位修得について，「業績評価」を導入し，修了要件の30単位の内10単位を取得するための措置を講じた。この制度は，附属学校職員にとっても，修学・資質アップのための便宜を与えるものである。</p>	
<p>2. 神奈川県・横浜市・川崎市の各教育委員会における現職教員の研修の場として活用する。</p>		<p>17年度から実施するため，16年度は年度計画なし</p>	
<p>3. 教育学研究科の活用など附属学校教員が専修免許状を取得できる方法を検討する。</p>		<p>17年度から実施するため，16年度は年度計画なし</p>	

大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

本学の基本理念である「実践性」、「開放性」、「先進性」、「国際性」を掲げ、個々の理念の相互関係を重視しつつ、これらの理念の実現を目指す中期目標・中期計画を具体化する16年度計画において、本学が率先して取り組んでいる特記事項は次のとおりである。

<教育の質の向上>

本学では、従来から、学士課程教育、大学院教育を重視し、全学的にも各部局においても、色々な努力を重ね、その整備充実に努めてきたところである。いくつかの特色を例示すれば、4年間を通じた英語教育の充実・強化、法学部をもたない法科大学院の整備、安心・安全な社会の形成を担う人材育成のための学際的大学院教育として「リスクマネジメント」の開設などが挙げられる。

16年度にあっても、教育体制の整備やカリキュラムの改善をより一層推進しており、教養教育の抜本的改革やGPA制度の効果的運用に向けた取組を進めることで、教育内容・方法の改善を図るとともに、教育の質の向上を推進した。

【学士課程教育】

(1) 教養教育

教養教育にあっては、昭和46年の教養教育の「全学出動方式」を導入、平成5年の第1次カリキュラム改革、平成9年には第2次カリキュラム改革を実施したが、これ以降の教養教育を巡る環境の大きな変化に対応するため、平成15年度から学内措置で入学者選抜部、FD推進部、全学教育部、英語教育部の4部門からなる大学教育総合センターを設置し、入学者選抜から全学教育（教養教育と専門基礎教育）に至るまで体系的な全学教育の企画・実施を推進することとした。

全学教育については、本学における教養教育の現状を総点検し、問題点を洗い出し、その抜本的な改革の方向を検討し、「2006教養教育の抜本改革について」をまとめ、18年4月からの実施に向けて具体的な実施計画の準備を推進している。この改革では、カリキュラムの体系化、時代の要請に応じた多様化、外国語科目における演習の導入、専門基礎教育と連携した基礎演習の充実などを提言している。

英語教育については、学習到達度を測るための客観的指標として、学内英語統一テストなど全学的基準を設定し、活用するとともに、学生の英語履修や留学相談に個別に対応するため、「英語学習相談室」を新設した。

(2) 専門教育

本学は、世界に通用する実力を備えた学生を育てる、世界のトップレベルの学力を有する学生、卓越した表現能力と語学力を持つ卒業生を世に送るため、これまでの教育研究成果を継承しつつ、この目標の達成に向けた教育研究活動を展開している。

学生の多様化する学習ニーズに対応しつつ、学士課程教育の質的向上を図るため、社会のニーズや大学院で求められる学力に対応して本学の卒業生像を明確にし、学士課程教育の到達点に対する明確な目標を設定し、その到達目標に向けて、開講授業科目の教育内容と到達目標、成績判定基準を記載したシラバスを作成した。また、大学院教育との接続を配慮したカリキュラムの実現に向け検討を進め、特に工学研究院では、教育企画経営会議の下に大学院教育点検WG及び工学府教育ビジョンWGの2つのWGを設置した。また工学部物質工学科及び生産工学科ではJABEEによる認定

を受けた。

教育機能を高めるため、履修単位数の上限設定及びGPA制度などを通じた単位の実質化を図り、履修の上限単位数を前期後期各20単位とするとともに、GPA制度を15年度から全学部で実施し、特に、工学部の一部の学科にあっては、16年度入学生に対して入学年度毎のGPA統計データを集計し、掲示板で公開し、学生が各自の成績及び同入学年度内でのおよその順位を客観的に自己評価できるようにした。

また、教養教育にあっては、大学教育総合センターが中心となり、過大クラスの解消、単位の实質化等を図るため、16年度から、受講登録者数を教室収容定員以内とする受講調整を行い、クラス間の人数のバランス、適切な収容定員の教室の割り当て等を行っている。なお、教職免許必修科目等受講希望が多い場合は、授業科目の開講を増やす検討を行うこととした。授業時間外の予復習を促すため、16年度から、その旨と時間数等を「教養教育履修案内」に記載し、学生の理解の一助としている。

教育効果は、学生による授業評価によってもクロスチェックされ、大学教育総合センターFD推進部を中心に、教養教育の全科目対象に実施され、その結果を担当教員にフィードバックし、教員による授業改善計画書を作成するなど教員による授業改善に役立てるシステムを確立した。また、専門教育についても学生による授業評価を実施するとともに、「教員のための公開講座」を開設した。また、全学を対象に「授業改善への学生参画」ミニワークショップ等を実施して、教育内容の質的向上を図っている。

【大学院教育】

本学では、ディシプリンを核とした学部教育を基盤としつつ、大学院においては分野連携・融合型や実践性を重視した教育研究を推進している。また、社会人向け各種公開講座、セミナー、高度技術者研修への講師派遣や各種講演会等を実施し、生涯学習社会に積極的に貢献することとしている。

特に平成16年度においては、国際社会科学研究所に法科大学院(専門職学位課程)を法曹実務専攻として設置した。(入学者の8割以上は社会人である。)

また、工学研究院長を申請代表者とする文部科学省科学技術振興調整費新興分野人材養成プログラム「高度リスクマネジメント技術者育成ユニット」が採択され、全学協力体制で高度専門職業人育成のため教育プログラムの実行を開始した。我が国の重要政策課題である安心・安全な社会の構築のために必要な体系的なリスクマネジメントに関するカリキュラムを全学各部局協力のもと編成し、これに基づき全学の大学院生の教育を実施した。また、各部局において社会のニーズと学生のニーズを反映した履修プログラムの整備、カリキュラムの体系化を進めた。

社会人教育を重視して、広く開かれた大学を目指し、常盤台地区だけでなく、みなとみらい地区、大岡地区及び東京田町キャンパス・イノベーションセンター内にサテライト教室を確保し、夜間開講を実施した。

< 学生教育環境の向上 >

16年度は、中期計画の初年度であり、実現に向けた種々の基礎づくりに時間を充てた。すなわち、<教育の質向上>にあげた諸施策、学生による授業評価の徹底とフィードバック、共通フォーマットによるシラバス作成の試み、授業履修の実質化を目的とした履修科目登録の上限設定、学生が自己評価を可能にするGPA制度の実行、ファカルティ・ディベロップメント(FD)等により、学生の履修に優しくかつ実効のあがる施策を準備し、実施した。一方、厚生委員会で纏めた、「横浜国立大学における学生支援と福利厚生施設のあり方について(建議)」により学生支援の問題点を整理し、その対策を講じた。具体的には、英語履修や留学相談に個別に対応するための「英語学習相談室」の開設、学務部学生支援課に全学的な就職支援窓口の整備、横浜商工会議所と連携したインターンシップ支援、「修学、学生生活上の悩みに関する相談」窓口の設置、奨学金提供情報システムの整備など生活支援を実施し始めている。

また、講義棟の空調の整備、食堂等厚生施設の整備も鋭意実行した。

近隣大学で分野がほぼ補完的な横浜市立大学との連携も実効を得るようになり、同大医学部と本学工学系、環境情報系での連携教育、共同研究も強化した。

< 研究の質、機能、地域との連携の強化 >

本学においては、これまでの教育研究成果の蓄積、人的・物的資源の活用を図りつつ、振興・融合分野における先進的な研究を推進することによって、社会が直面する課題解決に貢献することを重視している。このような方針の妥当性は、21世紀COEプログラムによる支援で再確認された。

平成16年度においては、21世紀COEプログラムに採択された分野を重点研究領域と位置づけ、重点的な研究資金の投入、施設面での便宜を図った。また、工学研究院を中心に全学の組織として「安心・安全の科学研究教育センター」を設置し、学長主導の下、安全科学分野の研究を強化・充実させた。また、新たな拠点形成のためのプロジェクト研究として、次年度の特定領域申請を目指し、文部科学省科学研究費補助金の基盤C(企画調査)に2件申請した。一方、将来的な研究拠点形成のために、旧来の学問分野を超え社会需要に密接に対応した「研究教育プロジェクト」を学内措置により支援した。

研究機能の強化を図るため特任教授制度(非常勤職員)を発足させ、1人を採用したほか、運営費交付金以外の資金でも採用できる有期雇用教職員制度(常勤職員)を制定し、人事体制の柔軟化を実現した。

横浜市立大学との連携によるCELプロジェクト、地元和田町での「和田町コミュニティビジネス活動オフィス」の運営といった地元密着型のプロジェクト、各種フォーラム等の開催など、地域と連携した教育研究活動、社会貢献を広範に実施した。

産業界等との連携については、柔軟かつ総合的な連携協力を推進するため、包括協定締結件数を増やす努力を行い、新規に3社との協定締結を行った。

< 産学、国際連携の強化 >

文部科学省が推進する「大学知的財産本部事業」のモデル校として、予算配分や事務手続きなどの機動的、効率的な運用に努め、産学連携や知的財産活動に関する学内外へのワンストップサービス機能を強化するため、かつ、全学的な産学連携活動を一層推進するために、16年4月に理事(副学長)を本部長とする「産学連携推進本部」を「産学連携推進部門」、「知的財産部門」及び「プロジェクト研究推進部門」の3つの部門により立ち上げ、民間や公的機関と連携した共同研究(132件、対前年度比40%増)、受託研究(63件、対前年度比26%増)を推進した。

前年度に学長裁量経費により整備した全教員の教育研究活動データベース・システムを稼働させ、著書・論文・特許・担当授業科目等の教育研究成果を公開し、産学連携のシーズ提供を行った。

国際交流については、留学生の受入・派遣をはじめ、大学間交流協定の締結、国際機関との連携協力など多面的に推進している。

学術交流協定締結大学(大学間及び部局間)との交流状況については毎年調査し、冊子にまとめ、国際交流委員会等で報告し、交流実態の無い大学については提案部局等が中心となって対策等を協議している。今年度とりまとめた15年度における大学間協定校との交流状況は、学生交流において受入が53名、派遣が48名、研究者交流においては受入(訪問を含む)30名、派遣(往訪を含む)44名の交流が行われた。また4名の事務交流状況が伺え、8大学と共同研究が行われた。

更に部局間協定校との交流状況は、学生交流において受入が18名、派遣が4名、研究者交流においては受入(訪問を含む)3名、派遣(往訪を含む)15名の交流が行われた。また5大学と共同研究、3つのシンポジウム等に参加・協力が行われた。

16年度は、これまで学術交流協定締結大学がなかった、マダガスカル、カナダ、ニュージーランドを含む7カ国9大学と新たに大学間学術交流協定を締結することを決めた。

また、国際協力プロジェクトへの参加を推進するため文部科学省「国際開発協力サポートセンター」プロジェクトの「国際開発協力のための大学等データベース」への登録、情報提供、国際協力銀行や国連大学高等研究所との連携強化等に努めた。

**業務運営の改善及び効率化
1 運営体制の改善に関する目標**

中 期 目 標	<p>1)効果的な組織運営に関する基本方針 学長のリーダーシップのもとに、役員会、経営協議会、教育研究評議会、各部局教授会などが協調し、効果的な大学運営を行う。 また、全学的な企画立案体制の強化を図る。</p> <p>2)戦略的な学内資源配分の実現等の基本方針 教育研究を充実させ、活性化を図るために、予算、研究室面積、人員等の有効な資源配分を進める。 このため、学長のリーダーシップのもとに適切な資源配分を企画立案し、必要な審議を経て実施する。</p>
----------------------------	---

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
<p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 1)全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 大学の代表として大学内部の利害の調整を含め、大学全体の基本的方向付けと、その運営を総理する学長のリーダーシップ機能を整備する。</p>	<p>1. 学長を補佐し、学長から指示された本学全体の管理運営に関する特定分野の専門的事項を担当するため、学長補佐若干人を配置する。 2. 役員会、経営協議会、教育研究評議会、役員・部局長合同会議のより効率的な運営に努める。</p>		<p>1. 3人の学長補佐を置き、学長から指示された企画・評価・法人化・監査などの専門的事項に対応した。 2. 大学運営を効率的に行うため、役員・部局長懇談会を随時開催し、役員会、教育研究評議会、役員・部局長合同会議の議題整理及び調整を行い、毎月定例日を決め開催したほか、臨時にも開催した。また経営協議会は、4回開催した。</p>	
<p>2)運営組織の效果的・機動的な運営に関する具体的方策 役員・部局長合同会議を設置し、経営協議会・教育研究評議会に付議する事案の整理と部局間の調整を行い、学内のコンセンサスを得ながら全学的視点の大学運営が遂行できるようにする。</p>	<p>経営協議会、教育研究評議会に付議する事案の整理と部局間調整を行うとともに、大学の運営に必要な連絡・調整を行うため、役員・部局長合同会議を設置する。</p>		<p>経営協議会、教育研究評議会に付議する事案の整理と部局間調整を行うとともに、大学の運営に必要な連絡・調整を行うため、役員・部局長合同会議を設置し、13回開催した。</p>	
<p>3)学部長等を中心とした機動的な学部等運営に関する具体的方策 1. 部局長が機動的部局運営を行うことのできる学部長等の補佐体制をとるとともに、開かれた民主的部局運営のための制度的工夫を行う。</p>	<p>部局長の機動的・効果的な意思決定に資するため、各部局の実情に応じ、部局長補佐等を配置するなど執行部体制を整備する。</p>		<p>部局長の機動的・効果的な意思決定に資するため、各部局の実情に応じ、部局長補佐等を配置するなど執行部体制を整備した。 具体的には、教育人間科学部には、学部長の諮問機関である学部運営会議（主に管理運営機能強化）と戦略会議（学部の将来構想等企画立案機能強化・4WGあり）を設けた。 工学研究院においては研究院長の諮問機関として企画経営会議を設けるとともに、研究院長補佐3名を任命し企画経営WGを構成し、執行部体制を整備した。 環境情報研究院においては、研究院長の諮問機関として各部門長からなる企画調整会議を設けた。</p>	
<p>2. 教授会等の効率的運営のための評価と見直しを進める。</p>	<p>各部局の状況に応じ、教授会、各種委員会などの役割と機能を明確にし、代議員制などの導入など効率的な運営ができるように検討する。</p>		<p>次の部局では、代議員会制を導入し部局の効率的な運営に努めている。 ・国際社会科学部では、代議員会を置き、特に重要な事項以外の事項については代議員会で審議・決定し効率的な運営に努めている。 ・工学研究院等では、研究院部門制度による部局運営を確立するため、人事協議会を設置するとともに工学研究院等代議員の選出方法を改め、これに基づく平成17・18年度代議員を選出した。 ・環境情報研究院及び環境情報学府では、代議員会を置き、特に重要な事項以外の事項については代議員会で審議・決定し効率的な運営に努めている。</p>	

<p>4)教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 大学の基本理念を具現化するための機動的な大学運営が行えるよう組織における役割分担を明確にし、教員組織と事務組織の連携強化を図る。</p>	<p>教員と事務職員が一体となって効率的、効果的な大学運営を進める体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学運営の諸課題や新企画に対する迅速な対応を図るため設置した役員会の構成員として事務局長を構成員にしたほか、役員、学長補佐、事務局長、事務局各部長からなる拡大連絡会や学長補佐、教員数名、関係事務職員からなる組織を設置するなど、教員・事務職員の一体的な運営を図った。 ・評価委員会に法人評価等への対応を図るため大学評価専門委員会を設置した。構成は、担当理事、担当学長補佐、各部局選出教員、事務局各部長とし、教員と事務職員が一体となって検討を行った。 ・工学研究院においては、教員と事務系・技術系職員が協力し、技術部運営のグランドデザインを作成し、技術部改革を実施、技術部運営委員会を設置した。また、文書共有（DocuShare）システム（工学研究院事務情報提供WEBページ）を拡充し、教員が事務系の管理する文書等をWEB上で閲覧できるようにし、連携強化を図った。 	
<p>5)全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策 1.高いレベルの基礎的研究や優れた先端的研究の育成を推進するため、競争的資金の獲得を図る産学連携推進本部及び知的財産部門の整備を図り、学内資源配分を適切に行う。</p>	<p>全学的な産学連携活動の企画・推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年4月に産学連携推進本部を設置し、その下に産学連携部門、知的財産部門、プロジェクト研究推進部門を置いた。これにより、産学連携と知的財産活動の連動、及び大学の研究を産学連携と知的財産活動と一体化させる組織が完成した。また、経理部資金・協力課を財務部産学連携課と改めると共に、産学連携課の2係、産学連携係と知的財産係の職員が産学連携推進本部の置かれた共同研究推進センターで執務する体制とし、学内外からの要請を一つの窓口で受け入れる体制を整えた。 このような体制整備の結果、発明の届出94件（前年度比21件増）、特許出願58件（同55件増）、共同研究135件（同41件増）、共同研究経費261,347千円（同19,755千円減）、受託研究62件（同12件増）、受託研究経費358,857千円（同132,472千円増）の成果を得た。この結果、両者合わせ620,204千円（同112,717千円増）の産学連携関連の外部資金を獲得した。 	
<p>2.中期目標・中期計画の研究計画、各学問領域の学術及び社会的意義、教育研究の業績評価などに基づいて、学内予算の一部を教育研究高度化経費として確保し、学内の特定プロジェクトへの配分、教育研究のための全学共通利用スペースの配分ルールを整備、全学教員枠（仮称）の設定、受託研究費、共同研究費の間接経費や寄附金のオーバーヘッドを大学管理経費として確保し、大学全体の視点から活用など、弾力的・流動的運用を図る。</p>	<p>組織評価に向けて大学の教育、研究、社会貢献、管理運営にわたるデータの収集を推進し、組織評価に基づいた、人事・予算配分についての基本方針を整備する。 研究のための全学共通利用スペースの配分ルールを整備を進める。 ・教育研究基盤校費及び教官研究旅費相当分から11%を学内の競争的資金として確保し、各プロジェクト提案者からのヒアリング実施・選定 ・受託研究費、共同研究費の間接経費及び寄附金のオーバーヘッドは、知的財産関連経費、外部資金獲得等の支援経費、全学的立場から特に必要と認められる経費等の大学管理経費として確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究業績、社会貢献等の状況を把握すること等を目的に、今年度教育研究活動データベースのデータの収集・蓄積を開始し、一部のデータについては研究者総覧としてホームページ上に公開した。研究者総覧にはこれまでに学内外から7万件を越えるアクセスがあり、情報発信の役割を果たしている。 学長補佐3人と事務職員の協力により予算配分に関する諮問を完成させた。人事では、大学採用の事務職員にインセンティブを付与するため、昇任等が役員で議論され、実行可能な場面を活用し実施に移すこととなった。 全学共通利用スペース運用規則を制定し、配分ルールを定めた。また、その使用量を全学の施設整備費として使用した。 ・教育研究活性化のため、学内の競争的資金として「教育研究高度化経費」を設け、「全学的観点に立った中長期的、戦略的な事業」等の6事項に計61件の計画を採択し、241,135千円の配分を実施した。また、教育研究高度化経費の割合を1%高め、11%とした。 ・全学的事業等の推進のため、「受託研究及び共同研究の間接経費」や「寄附金のオーバーヘッド」について「間接経費等の配分方針」を定め、「知材関連経費」、「外部資金獲得のための支援経費」等の大学管理経費として確保した。 ・受託研究及び共同研究の間接経費として41,437千円、科学研究費補助金の間接経費として23,376千円、NEDO助成費等の間接経費として、10,370千円、寄附金のオ-バ-ヘッドとして19,960千円を確保し、大学管理経費のために使用した。 	
<p>3.大学として重点的、組織的に推進すべき研究分野に、教育研究高度化経費を重点的に投資支援するため、研究の企画・立案、研究資源の導入等を行う研究推進室（仮称）を設置する。</p>	<p>研究の企画・立案、研究資源の導入等を行う研究推進室（仮称）設置を検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全学的な産学連携活動を一層推進するため、法人化と同時（平成16年4月）に副学長（理事）を本部長とする産学連携推進本部を立ち上げた。産学連携を知的財産活動と連動させるため、また研究を産学連携と知的財産活動と一体化させるため、産学連携推進本部に産学連携、知的財産、プロジェクト研究推進の3部門を設けた。プロジェクト研究推進部門では、プロジェクト研究の育成、強化、活用を推進した。現在、29件のプロジェクト研究が進行している。 	

			なお、研究の企画・立案，研究資源の導入等を行う研究推進室（仮称）に代え，産学連携推進本部運営会議を発足させ，その機能を果たした。		
6)学外の有識者・専門家の積極的任用に関する具体的方策 学外の有識者，専門家を適宜，登用することにより，必要とする業務を効果的に行い，大学の機能強化を図る。	大学運営を円滑に遂行するため，弁護士等をコンサルタントとして活用する。		訴訟への対応，労使関係の法律相談等において顧問弁護士を活用した。また産学連携推進本部においては，顧問弁護士の他，権利化の諸手続，譲渡手続及び権利化に関する相談等に弁理士を，発明の帰属判定に知的財産マネージャー（民間企業の知財部経験者）を活用した。		
7)内部監査機能の充実にに関する具体的方策 監査室の設置，会計監査人，監事との連携により，大学における財務運営等を含めた自己規律，自己責任の確立のため，内部監査機能の強化を図る。	学長の下に独立した組織として監査室を設置し，会計監査人，監事との連携により，事業年度ごとに定めた監査計画に基づき監査を実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ・本学監査室要項に基づき，室長以下8名の体制により監査室を設置した。 ・本学内部監査規則に基づき平成16年度内部監査計画書を作成し，会計監査を実施した。また，業務監査を実施した。 ・会計監査人との連携として，年間85日程度の日常往査と年度末の実査に対応した。 ・監事監査の補助として部局への連絡調整及び立ち会いを実施した。 		
8)国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策 従来の国立大学協会に相当する法人化後の国立大学を構成員とする新しい連合組織に参画し，緊密な連絡と協力を図る。	国立大学法人間にある種々の連絡会等を活用して情報を交換し，相互協力体制を構築する。		法人化後新たに設立された社団法人国立大学協会に参画し，同協会が主催する研修・大学マネジメントセミナー等に積極的に参加し，法人間の情報交換，相互協力を更に強めた。また，同協会企画委員会の専門委員として1名が委嘱を受け協会の運営に参画した。		
			ウェイト小計		

業務運営の改善及び効率化
2 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	教育研究上の目標，課題等を踏まえて，教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等を行う。
------	--

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 1)教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 教育研究に対する社会的要請の変化を捉え，教育研究組織の評価等に基づき，その必要性を助案した上で見直しを行い，必要な改編を行う。	組織評価の結果等を基に，教育研究組織の編成の見直しができるように，評価方針を検討する。		社会的ニーズや学術の動向を踏まえた教育研究組織の見直しを行うため，学長の諮問検討会である概算要求検討会に3つのワーキンググループを設置し，18年度概算要求事項となる専攻・学部改組構想等について検討を行った。 各部局においては，中期目標，中期計画に係る年度計画事項を点検評価項目としてその達成状況について自己評価を行うとともに，教育研究組織の見直しができるように教育研究組織の点検・評価方法等について検討を行った。 特に工学研究院においては，部門分野の再編の核となりうる4つのプロジェクトを研究企画経営会議が学術プロジェクト研究として認定した。また，研究組織による運営を確立するため，人事協議会を設置し，工学研究院等代議員会を改編した。	
2)教育研究組織の見直しの方向性 1.高度化・複合化する学問に先進的に対応し，教育研究に対する社会的要請に応えるために教育研究組織の整備を図る。			17年度から検討するため，16年度は年度計画なし	
2.定期的に自己点検・評価及び外部評価を実施し，教育研究組織の見直しに繋げる。	定期的に自己点検等を実施し，社会のニーズと各部局の教育目標及び研究分野に適切に対応した教育研究組織の在り方を検討する。		全学評価委員会に今年度新たに大学評価専門委員会を置き，平成16年度年度計画における教育研究の質の向上に係る事項について，自己点検・評価を行った。 学長のリーダーシップの下に長期的視野に立ち，社会的ニーズや学術の動向等を踏まえて，概算要求検討会に3つのワーキング・グループを設置し，平成18年度概算要求事項となる大学院・学部改組構想等について検討を行った。	
3.教育研究の国際化及び情報化に対応した教育研究体制を構築するため，学内諸施設の機能充実と連携体制を推進し，国際的水準の研究をリードする研究拠点を作る。	21世紀COEプログラムに採択されている2研究分野を中心に，本学独自の研究プログラムの育成を図る。		産学連携推進本部の下に置かれたプロジェクト研究推進部門が，各部局のプロジェクト研究推進会議等と連携し，21世紀COEプログラムで採択されている研究を含め，21件のプロジェクト研究を立ち上げた。また，文理融合型のプロジェクト研究育成のため，教育研究高度化経費や学長裁量経費を活用した。	
			ウェイト小計	

**3 業務運営の改善及び効率化
人事の適正化に関する目標**

中期目標	優れた人材を確保するため採用人事にあたっては公募制を積極的に活用し、必要に応じて任期制を用いた教員の採用を行うとともに、評価に基づき定期的な組織の見直しを行う。 また、流動性を高め、厳正な業績評価に基づき適切なインセンティブを付与するための給与等の整備を進め、戦略的・効果的な人的資源の活用や非公務員型を生かした柔軟かつ多様な人事システムの構築等を行う。
-------------	--

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置 1)人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 部局の状況に応じて、業績評価に基づいた適正なインセンティブの付与のための給与、勤務条件等の整備を進める。	各部局における各教員に対する業績評価に基づき、特別昇給、勤勉手当などをインセンティブとして活用する。		教員の特別昇給の推薦及び勤勉手当支給の際の勤務成績が優秀な教員の推薦にあたっては、教育・研究上の業績を十分に反映するよう学長が各部局長に強く要請し、実行に移した。	
2)柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 1.部局の状況に応じて必要な場合には定年制の柔軟な適用を検討し、研究プロジェクトや優れた教育の継続性を確保する。			18年度以降に実施するため、16年度は年度計画なし	
2.全学教員枠（仮称）の設定により、国内外の優秀な人材を採用し、教育研究の特定分野の充実を図る。	教育研究の特定分野の充実を図るため、特任教授（仮称）や全学教員枠（仮称）などを活用する。		・本学在職中に教育、研究に優れた実績を持ち多大な貢献をして定年退職した教授のうち、引き続き本学への貢献が期待できる者を非常勤職員として採用し、特任教授（研究担当）又は特任教授（教育担当）として活動できるよう平成16年5月20日に「国立大学法人横浜国立大学特任教授の選考規則」を制定し、特任教授（研究担当）1名を採用した。特任教授はこれまでの経験を生かした研究指導のほか、共同研究推進センターにおけるセミナーの開催など多様な機会を捉えて、企業情報や各種審議会情報を関連部局と産学連携推進本部に提供し、研究の活性化と産学連携活動の強化に貢献した。 ・全学的視点から戦略的教育研究を推進するため、「全学教員枠」を用い11名の教員を配置し、特色ある研究と教育の推進のため全学教員枠を有効活用した。	
3)任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 採用人事にあたっては公募制を積極的に活用し、優れた人材の確保に努めるとともに、複数の部局にまたがった連携・協力を強化する。	部局の実情に応じ、公募制を積極的に活用するとともに、学部教育等の活性化のために他部局との協力・連携関係の強化を図る。		今年度の教員採用53名中、公募による採用は29名であった。（他に1名は人事交流） 学部教育の充実のため、所属組織以外の学部等で講義等を行っている兼任教員は学部においては延べ322名、大学院においては179名（教員数は627名）であり、教育活性化のために部局間の協力・連携が図られた。 平成17年度から開始される「リスクマネジメント」（安心・安全の科学研究教育センター）と「地域交流科目」（地域交流科目運営委員会）の開講に向け、各部局教員の協力のもとに準備が行われ、部局を越えた教員の協力・連携が強化された。	
4)外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 部局の特性に応じて他大学出身者、本学出身者の他機関勤務経験	部局の特性に応じて、多様な経歴・経験や出身基盤を持つ者を採用		・平成16年度に設置された国際社会科学部研究科（法曹実務専攻）に、実務家教員として採用した弁護士3名については、弁護士活動	

<p>者、さらに外国人や女性など、多様な経歴・経験や出身基盤を持つ者を積極的に採用するよう配慮する。</p>	<p>するにあたり 格別の配慮を行う。</p>	<p>を維持できるよう、勤務時間等の格別な配慮を行った。 ・採用者の出身大学は多様性に富んでおり、また中央官庁、民間会社などの勤務経験を持つものなど、キャリアの面でも多様性に富んだ人材を採用している。</p>	
<p>5)事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 1.職員の専門性を高めるために研修制度の整備を図るとともに、学外研修への派遣を進める。</p>	<p>階層別、パソコン、技術職員、職員教養教育（放送大学授業科目）等の研修を実施する。</p>	<p>・学内研修について、各研修内容の見直しを行いつつ、次に掲げる研修を実施した。階層別研修では、新規採用職員研修（参加者18名）、主任研修（25名）、パソコン研修（56名）、職員教養研修（放送大学授業科目・31名）を実施した。産学連携推進本部では、産学官連携コーディネーターと知的財産マネージャーによる大学職員を対象とした共同研究等の契約実務研修を16回にわたり実施し、22名の職員に対して修了証を授与した。 ・学外研修については、人事院の階層別研修及び関東・甲信越地区の国立大学法人が主催する研修等に積極的に参加した。 ・技術部職員の研修を実施した。 ・本学の国際交流基金による事務職員の海外研修を実施し、3人の職員が英国とドイツの提携大学を調査した。</p>	
<p>2.職員のキャリア形成、組織の活性化のために、他大学など外部との交流を積極的に行う。</p>	<p>他大学等との人事交流の今後の在り方について検討を行う。</p>	<p>・職員のキャリア形成や資質向上等に鑑み、他機関との人事交流を積極的に行い、今年度から新たに日本学生支援機構との人事交流も開始し、神奈川県下の5機関へ20名を出向させた。また、人事交流の他に文部科学省や日本学術振興会への研修制度を利用し、4名の職員を派遣した。 ・今後の人事交流の在り方については、神奈川地域人事交流推進委員会（関係機関人事担当課長で構成）で検討を行っている。</p>	
<p>3.産学連携分野のプロジェクト型業務などの専門職員については、優れた人材を確保するため、民間等から適材適所で積極的な任用を行う。</p>	<p>高度な専門的能力が要求される職種については、民間等からの任用を検討する。</p>	<p>・本学の運営のために、高度な専門的知識経験等を一定の期間活用して行うことが必要と認められる業務に職員を採用できるよう新たに有期雇用教職員の規則を制定した。</p>	
<p>6)中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 部局の状況を踏まえ、教職員の人員管理にあっては、運営費交付金の人件費総枠の中で適正かつ効率的な人事計画を推進する。</p>	<p>部局の状況を踏まえ、運営費交付金人件費総枠の中で、教職員の適性に照らした適切な配置計画を検討する。</p>	<p>大学本部において、運営費交付金人件費総枠の中及び員数により教職員の人員管理を行い、各部局においては、その枠組みの中で適切な人員の配置を行った。また、全学教員枠によって教員の重点配置を行った。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

**業務運営の改善及び効率化
4 事務等の効率化・合理化に関する目標**

中期目標	<p>1. 事務組織及び業務の見直し、改革を行い、機動的・効率的な運営ができるようにするとともに、事務職員と教員が一体となつての企画立案機能を高める。</p> <p>2. 事務局事務と部局事務における業務全般の権限と責任の所在、事務処理システムの在り方、アウトソーシング方式の採用などによる精査を通じて、大学全体の事務組織の合理化・簡素化のため、組織再編を行い、事務職員の大学事務局、各部局への適正な配置を図る。</p> <p>3. 各部局における教育研究活動の活性化を支える事務サービスの向上を図り、そのための効果的な組織編成と適正な人事配置を行う。</p>
-------------	--

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 1)事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 1.大学全体として事務局及び各部局において自己点検・評価を実施し、事務処理の標準化と情報の共有化を図り、事務処理の効率化を推進する。</p>			17年度から実施するため、16年度は年度計画なし	
<p>2.専門的職員の養成と機動的な組織体制の確立を推進する。</p>	<p>国際交流、情報など高度な専門的能力が要求される職種については、外国語、事務情報化等に関する研修を実施し、専門的職員の養成に努める。</p>		<p>以下のような研修を実施し、専門的職員の養成に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際学術交流事務担当者等を対象に英会話研修を実施し、2名の職員を英会話学校に6ヶ月間派遣した。また、放送大学を利用した英語の授業科目を採用後2年目の職員全員（6名）に受講させた。また、本学の国際交流基金により3名の職員を8日間にわたりシェフィールド大学（イギリス）、エルフルト大学・在フランクフルト総領事館（共にドイツ）に派遣し、国際的視野に立つ大学運営について研修を行った。（再掲） ・知的財産に関連する事務や民間企業との共同研究・受託研究に係る契約事務に携わる職員を対象に、憲法・民法等の法律概論、共同研究・受託研究に関連した契約各論について3ヶ月間に渡り研修を行い契約事務担当者（全員）を含め31名が受講し、内22名に修了証を授与した。（再掲） ・事務情報化を円滑に進めるための人材育成として、フロアリーダーを対象とした研修を実施した（初級フロアリーダー育成研修：参加者15名、フロアリーダー等実務講習会：9名）。また、ネットワークへの不正アクセスやコンピュータウィルスなど情報セキュリティに関する基礎知識・技術の習得を目的とした研修を実施した（8名）。ホームページの作成方法を習得させるための講習会を開催した（15名）。 ・文部科学省の行政事務研修へ2名、日本学術振興会の国際学術交流研修へ2名参加させた。（再掲） 	
<p>3.組織ごとに分散している業務の集中化により、事務処理の簡素化及び迅速化を推進するとともに、必要に応じて窓口業務の一本化による合理化・簡素化を図り、学生・教職員・地域社会へのサービス向上を図る。</p>	<p>法人化後の事務量、業務内容を踏まえながら、適正な人的資源配置の精査を毎年度行い、事務の一元化・集中化などによる合理化・簡素化を進め、利用者側から見てわかりやすい組織の在り方を検討する。</p>		<p>事務業務の処理状況調査の実施により、法人化後の業務を分析し、簡素化・合理化、アウトソーシング可能な業務等のリストアップ等を行い、業務量の削減を目指した業務の見直し作業を始めた。財務部産学連携課では、産学連携係と知的財産係の2系の職員を共同研究推進センターで執務させることにより、現場に立脚した業務推進、学外利用者者にわかりやすいワンストップサービスを実現した。</p>	
<p>4.教育研究の円滑な運営を図るため、適正な人的資源配置の精査を毎年度行い、限られた人材の効率的配置・投入を図り、事務職員の配置の適正化を推進する。</p>			17年度から実施するため、16年度は年度計画なし	

<p>2)複数大学による共同業務処理に関する具体的方策 職員採用試験事務，産学官連携に関する業務，事務情報化に関する業務など，複数大学が共同して行うことにより，効率化を図る。</p>	<p>関東甲信越ブロックを単位として「関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験実施委員会」を設置し，各大学が共同で統一採用試験を実施する。</p>	<p>「関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験実施委員会」に神奈川県幹事校として参画し，平成16年度統一採用試験は受験者申込者数の1割の受験生（1,000名）を受け入れ実施した。また，同委員会に置かれる採用試験事務室へ，職員1名を派遣し，新しい試験制度による大学法人職員採用に貢献した。</p>	
<p>3)業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 より重要な業務に人員を集中し，効率的な運営を図るため，外部の専門的な知識と技術の有効活用など外部委託等による効率的な業務を検討する。</p>	<p>効率的な運営を図るため，外部委託等を行うことが適当と認められる業務をリストアップし，全学的な観点から検討を行う。</p>	<p>法人化後の事務業務の処理状況調査を実施し，簡素化・合理化可能な業務や費用対効果の観点からアウトソーシング可能な業務等リストアップ等を行い，業務の見直し作業を始めた。産学連携に関しては，専門知識を必要とする発明の評価などに関し，よこはまTLO(株)に業務の一部委託を開始した。また，NPO法人YUVECには学外向けのワークショップ，セミナー等の会場準備・進行等の業務を委託し，学内の教育研究・事務に多忙な教職員の負担軽減に役立てた。</p>	
		<p>ウェイト小計</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>ウェイト総計</p>	

〔ウェイト付けの理由〕

業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

中期目標・中期計画を具体化する16年度計画において、本学が率先して取り組んでいる特記事項は次のとおりである。

大学運営を活性化するための組織面での取り組み

(1) 学長のリーダーシップ

学長のリーダーシップを発揮するため、学長から指示された専門的事項（企画、評価、法人化、監査など）を担当するため3人の学長補佐を置いた。また部局にあっては部局長の機動的・効果的な意思決定に資するため、部局の実情に応じ学部運営委員会、戦略会議、企画経営会議等を設置して、部局運営にあたっている。さらに部局の実情に応じて代議員会を置き、部局教授会、委員会の効率的な運営を行っている。

(2) 産学連携推進本部

産学連携推進本部を設置し、理事（副学長）を本部長とし、個別事業の企画・立案・決定等を機動的に行う体制を確立した。産学連携推進本部には、産学連携と知的財産活動の連動及び大学の研究を産学連携と知的財産活動に一体化させる機能を持たせるため産学連携部門、知的財産部門、プロジェクト研究推進部門の3部門を置き、産学連携活動の飛躍的推進に多大な効果があった。

(3) 教員と事務職員の協力した組織

教員と事務職員が一体となって効率的、効果的な大学運営を進めるために、事務局長を役員会の構成員にしたほか、学長補佐・教員・事務職員によって構成される組織を設置した。また評価委員会の下で大学評価専門委員会には教員と事務職員が委員となるなど、教員と事務職員が一体となって大学運営を進めた。学部においても、教員と事務職員・技術職員が協力して学部運営や、文書共有システムの拡充が進んでいる。

(4) その他

教育研究組織を社会ニーズや学術の動向を踏まえたものにするために、概算要求検討会（学長の諮問検討会）に3つのワーキンググループを設置し、概算要求事項となる専攻・学部改組構想等の検討を行った。

大学運営を円滑に遂行するため、顧問弁護士、弁理士、知的財産マネージャーを積極的に活用した。

大学運営を活性化するための人事面での取り組み

(1) 特任教授

特任教授（研究担当又は教育担当）制度を作り、本学在職中に教育、研究に優れた実績を持ち多大な貢献をして定年退職した教授を引き続き非常勤職員として採用できるようにした。平成16年度には、特任教授（研究担当）1名を採用した。

(2) 全学教員枠

全学的視点から戦略的教育研究を推進するため「全学教員枠」により11名の教員を配置し、特色ある研究と教育の推進を図った。

(3) 教員の採用

教員の採用にあたっては、公募制を積極的に活用し、公務員、民間企業経験者など多様なキャリアを持った者を積極的に採用している。また各教員の研究成果を学部教育の充実のため、所属組織以外の教育を行うことにより、教育の活性化を図っている。

(4) 職員の研修

事務職員の採用にあたっては、国立大学法人職員採用試験により優秀な人材の採用に努めるとともに、採用後は学内外の各種研修を受講させることにより職員養成を図っている。また他機関（国立大学法人等）との人事交流を積極的に行うとともに、職員のキャリア形成、組織の活性化のために、文部科学省や日本学術振興会への研修派遣を行い、職員の資質の向上を図っている。

(5) 有期雇用教職員

産学連携分野のプロジェクト型業務など高度な専門的知識・経験をもつ者を常勤職員として一定期間採用できるよう規則を整備した。

財務内容の改善に関する目標
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	1) 科学研究費補助金など外部研究資金やその他の自己収入の確保及び増額の基本方針 1. 積極的に外部資金の導入を図るとともに、自己収入の確保に努める。 2. 自己収入額の取り扱いについては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。
------	--

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金の増加に関する具体的方策 1. 研究活動面における自己収入確保・増大のための措置 a. 各部署において共同研究プロジェクトの推進や活性化を図るとともに、各省庁等の提案公募型研究資金の獲得や、民間等の各種技術課題に関する受託研究の実施などにより、外部資金の増加を図る。産学連携等研究収入及び寄附金収入等、外部資金を中期目標期間中に平成15年度比で20%程度の増加を目指す。	各部署において共同研究プロジェクトの推進・活性化を図るとともに、各省庁等の提案公募型資金の獲得や民間等の各種技術課題に関する受託研究の情報を提供し、申請を奨励する。		・紙媒体及びホームページを活用し、「研究者総覧」による教育研究情報の提供を図った。産学連携・社会連携のための研究者紹介として、「YNU研究技術シーズデータ集（速報版）」を平成16年7月に発行、さらに9月には増刷、また、平成17年2月には改訂版を発行し、本学の研究情報提供を強化した。工学研究院では、研究院内で実施している4件の学際プロジェクト研究の内容を紹介するパンフレットを作成し、学外に情報の提供を行っている。こうした情報提供の結果、企業や試験研究機関との包括連携協定が7件締結された。また、共同研究の大型化に繋がる勢いを見せている。 ・理事（研究担当）が月1回開催する「産学連携等情報交換会（工学系の部署長等で構成）」において公募情報の提供を随時行うことにより、奨学寄付金を除きそれぞれ以下のように増加した。 科学研究費補助金決定（193件 222件）、外部資金受入（504件 587件）、共同研究（94件 135件）、受託研究（50件 62件）、奨学寄付金（440件 390件） ・科学研究費補助金の応募を促すため説明会を開催し、平成17年度の申請件数が28.6%増加した。	
			17年度から実施するため、16年度は年度計画なし	
			18年度以降に実施するため、16年度は年度計画なし	
			17年度から検討するため、16年度は年度計画なし	
			受託研究、共同研究、寄附金の数を増やし、その間接経費とオーバーヘッドにより、大学全体の視点から活用できる予算を確保する。	間接経費及びオーバーヘッドの取り扱い（大学管理経費）を定め、知財関連経費 外部資金獲得関連のための支援経費 全学的立場から特に必要と認められる経費 産学連携推進本部産学連携部門（共同研究推進センター事業）経費に使用する仕組みを整備し、実行に移した。

<p>2.教育活動面における自己収入確保・増大のための措置 a.早い時期に学外向け講座，セミナー，イベント等の一部のものについて有料化を検討する。</p>	<p>学外向け講座，セミナー，イベント等を積極的に開催して，一部のものについて有料化を検討する。</p>	<p>学外向け公開講座48講座中44講座について有料としている。今後は，より収入の見込まれる競争的原理による講座，セミナー，イベントを増やすよう検討した。 公開講座のほかにも多様な形態で，様々な層の学外者を対象に学内外で大学主催のシンポジウムなどを通し情報発信を行った。「21世紀COEプログラムシンポジウム(2回)」，シンポジウム「開発途上国と世界貿易機構」，「ナノテクノロジーシンポジウム」，「高校生と市民のためのCELジョイントシンポジウム(横浜市立大学と共催)」，「第1回及び第2回横浜国立大学FDオープンセミナー」，「安心・安全の科学研究教育センター開所記念特別講演会」，「企業年金フォーラム」，「年金講演会」，講演会「横浜国立大学を目指す人のために」，「中学生ロボット制作教室」，「YNUテクノワールド」，「小学校中学校共同教育研究発表会」，「知能情報処理による次世代型知材戦略経営」，「医工連携ワークショップ(横浜市立大学と共催)」，フォーラム「都市再生を目指す地域連携」，「YNU産学交流会」。</p>	
<p>b.教材の作成等学術図書出版事業等による自己収入の獲得を検討する。</p>		<p>18年度以降に実施するため，16年度は年度計画なし</p>	
<p>2)収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 大学及び各部に所属の自己資産(会議室，諸設備，野外施設等)の休暇期間中あるいは夜間等の学外利用者への有料貸出制度について，早い段階に検討を行う。</p>	<p>自己資産(会議室，諸設備，野外施設等)の休暇期間中あるいは夜間等の学外利用者への有料貸出制度の在り方について検討を行う。</p>	<p>土地・建物使用規則を制定し，一部の資産(講義室，教育文化ホール，テニスコート等)について貸し出しを行った。また，貸し出し対象の拡大について検討中である。 教育文化ホールの利用状況は，114件，延べ204日，延べ25,140人であった。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

財務内容の改善に関する目標
2 経費の抑制に関する目標

中期目標	全学的な見地から、経費の総点検を行うとともに、その結果については、評価システムの構築と効率化により、管理的経費抑制を図る。
------	---

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策 1. 電子事務局化等事務の合理化・集約化に務め経費の節減を図る。	電子事務局化の準備を検討する。		事務系ネットワークで展開している事務情報化の今後の拡大のあり方を検討し、さらに他大学の事務情報化推進組織及び電子事務局化構想等について調査した。	
	2. 建物、設備等の計画的な保守管理体制を構築すると共に、全学的な省エネルギーを図り、保守管理経費の節減を図る。	省エネ機器への更新を推進するとともに日常の光熱水料の節減を図る。	省エネルギー推進に関する規則を制定し、省エネ機器へ更新（Hf型照明器具へ456台更新、省エネ効果12千Kwh/年）を行い、省エネルギー及び光熱水料の節減を図った。また、講義を行っていない教室等における照明器具の切り忘れ調査を1週間にわたり全学で実行し、結果をもとに各部局に省エネの必要性を訴えた。	
	3. アウトソーシングの費用対効果を検討し、効果のあるものを積極的に取り入れ経費の抑制を図る。	業務内容を見直し、外部委託が効果的なものについてはアウトソーシングを導入するなど業務合理化による経費抑制策を検討する。	法人化後の事務業務の処理状況調査を実施し、簡素化・合理化可能な業務や費用対効果の観点からアウトソーシング可能な業務等リストアップ等を行い、業務の見直し作業を始めた。産学連携に関しては、専門知識を必要とする発明の評価などに関し、よこはまTLO(株)に業務の一部委託を開始した。また、NPO法人YUVECには学外向けのワークショップ、セミナー等の会場準備・進行等の業務を委託し、学内の教育研究・事務に多忙な教職員の負担軽減に役立てた。	
			ウェイト小計	

財務内容の改善に関する目標
3 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	大学が保有する資産の点検・評価に基づき、その特性に応じて、効率的・効果的な運用を図る。
------	---

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト	
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 1. 資産運用管理の効率化を行い、適切なりスク管理が行われるための責任体制を整備する。 2. 外部に貸付が可能な資産の一元化かつ有効利用に努めるとともに、貸付に係わる業務を外部委託し、経費の節減を図り、資産の効率的・効果的運用を図る。 3. 大学が所有する既存施設を効率的に管理運用し、有効活用を図るために、施設の使用面積の弾力的・効率的利用を図る。 4. 各年度において「経営努力」認定を受けた剰余金の使途として、教育研究環境の整備、充実に充てる。			17年度から検討するため、16年度は年度計画なし		
			17年度から検討するため、16年度は年度計画なし		
		既存の施設の運用・活用を図るため、施設の点検調査の実施、点検結果情報の学内共有化、全学共通利用スペースの配分ルールの整備等を検討する。		・利用面積の点検調査を一部実施するとともに、その結果を当該部局へ公表の上、特任教授の教育研究スペースを確保し、使用を開始した。 ・全学共通利用スペースの運用規則を制定し、配分ルールを定め、平成16年度から実行に移した。	
		剰余金が発生した場合には、各年度において「経営努力」認定を受け、教育研究環境の整備、充実に充てる。		該当なし	
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

〔ウェイト付けの理由〕

財務内容の改善に関する特記事項

中期目標・中期計画を具体化する16年度計画において、本学が率先して取り組んでいる特記事項は次のとおりである。

大学運営を活性化するための財政面での取り組み

(1) 学長裁量経費

学長のリーダーシップによる資源配分を行うために、学長の判断により配分する経費について、毎年度テーマを設定し重点配分をすることとした。

本経費は、学部等既存組織の枠を超え全学的なプロジェクト、あるいは新たな視点からの教育研究や学生支援の一層の充実発展を図るためのプロジェクトや事業等に対してヒアリングを行い、学長の判断により経費の範囲内で配分するものである。なお16年度は特に学生中心の教育の充実に向けた取り組みを評価した。16年度の予算総額は190,046千円。

区分としては、次のとおりである。教育研究改革・プロジェクト経費、教育研究環境整備費/教育研究支援設備費、教育研究支援促進費、大学運営支援経費、管理部門環境整備費、学生支援経費、社会貢献事業支援経費、産学連携促進経費

(2) 全学共通利用スペース利用料の活用による教育研究環境の整備充実(学長の裁量的経費)

施設の有効利用を図るため、総合研究棟の全学共用スペースの利用者から年額(8,000円/㎡)を徴収し、その利用料を学長裁量経費とし、教育研究の環境整備・施設の維持保全・改修整備その他必要と認められる事案に使用した。16年度徴収額は、12,181千円。

(3) 教育研究高度化経費

教育研究活性化のため、学内の競争的資金として教育研究高度化経費を設定し、重点配分した。この経費は中期目標・中期計画を実現するための位置づけとし、役員会の下に置く財務部会(メンバーは役員会中心)のヒアリングにより配分計画を策定するものである。16年度は前年に比べ1%を増額として11%とし、予算総額は241,135千円であった。

区分として、次のとおりである。全学的観点に立った中長期的、戦略的な事業、全学的観点に立って緊急に教育研究体制を整備充実するための事業、3年程度の期間にわたって共同して実施する教育又は研究であって、その3年に渡る総額が1千万円程度以上の事業、教育環境を整備するための事業、臨時的な全学的行事、ブロック会議等、各部局長の裁量経費、その他役員会の議を経て学長が必要と認めた事業。

(4) 間接経費

共同研究、受託研究に一定割合の間接経費を課し、寄附金に一定割合のオーバーヘッドを課す制度を発足させた。共同研究、受託研究からの間接経費の一部(共同研究

では全体額の3%、受託研究では9%)は、それを獲得した部局に還元されるが、残額(共同研究では全体額の7%、受託研究では21%)は大学管理経費として確保した。また、寄附金には6%のオーバーヘッドを課し、その内1%を本学の国際交流基金に繰り入れ、残り5%を大学管理経費とした。科学研究費補助金の間接経費を合わせて大学管理経費として95,143千円を確保し、人件費、特許出願時の弁理士費用、施設改修、共同研究・受託研究に係わる消費税等の用途に使用した。

大学運営を活性化するための組織面での取り組み

(1) 産学連携推進本部

全学的な産学連携活動を一層推進するため、法人化と同時(平成16年4月)に理事(研究担当)を本部長とする「産学連携推進本部」を立ち上げ、その下に「産学連携部門」、「知的財産部門」及び「プロジェクト研究推進部門」を設置した。同本部においては、機動的、効率的な運用を図り、産学連携及び知的財産活動に関する学内外へのワンストップサービス機能を強化し、その窓口として財務部に「産学連携課」を新設した。

同本部が中心となり、理事(研究担当)主催の「産学連携情報交換会」で公募型資金の獲得や民間等の各種技術課題に関する受託研究の情報を提供し、積極的な申請の奨励を図った。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
1 評価の充実に関する目標

中期目標	大学の諸活動の成果の客観的な見直しにより、大学の自律的發展をさらに促進するため、横浜国立大学の教育・研究、組織運営、財務等に関して全学的な自己点検・評価及び外部評価を適時にかつ厳正に実施し、その評価結果を速やかに公表するとともに、大学運営の改善に十分に反映させる。
------	--

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 1)自己点検・評価の改善に関する具体的方策 大学全体及び各部局は中期目標・中期計画の達成状況について種々の外部評価を活用しつつ、自己点検・評価を効果的に実施する体制を整備する。	1. 自己点検・評価の在り方について検討を行う。 2. 自己点検・評価の実施体制を整備する。 3. 自己点検・評価の基礎的資料となる年次報告書の充実に図る。		1. 評価委員会において、自己点検・評価の在り方について検討を行い、当面、中期目標・中期計画及び年度計画で定めた項目についての達成状況の自己点検・評価を中心に行うこととした。 2. 中期目標・中期計画及び年度計画で定めた項目についての達成状況の自己点検・評価を行う組織として、担当理事を委員長とし、担当学長補佐、各部局選出委員、さらに事務局各部長を構成員とする大学評価専門委員会を立ち上げ、年度終了時の評価の実施方法を検討の上実施要領としてまとめ、これに基づき自己点検・評価を行った。 3. 年次報告書については、平成13年度より発行しているが、16年度は学生支援状況や全学教育研究施設の利用状況等、7項目、25事項を追加し充実に図った。	
2)評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 中期目標・中期計画の達成状況について種々の外部評価を活用するとともに、自己点検・評価結果や国立大学法人評価委員会及び独立行政法人大学評価・学位授与機構による評価結果のフィードバック体制を充実し、大学の教育研究活動の改善に反映させる。	1. 自己点検・評価の結果を公表する。 2. 評価結果のフィードバック体制を整備する。		1. 本学の自己点検・評価として行った大学評価・学位授与機構による試行的評価が平成16年3月に終了したことから、4つの全学テーマ別評価並びに分野別教育評価（教育学系、経済学系）に係る自己点検・評価書等を平成16年11月に冊子として刊行配布（150部程度関係機関）するとともに、大学ホームページでも公開した。 2. 全学評価委員会では、大学評価・学位授与機構による試行的評価「国際的な連携及び交流活動」について、自己点検・評価結果等に基づく改善方策を検討の上各部局等にフィードバックし、改善報告書を取りまとめた。 3. 全学評価委員会の下に大学評価専門委員会を新たに設け、法人評価に係るフィードバック体制を整備した。	
			ウェイト小計	

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
2 情報公開等の推進に関する目標

中期目標	教育研究，組織運営，財務など大学運営全般にわたって透明性を確保するため，各種の情報伝達媒体を利用して，運営の実態に関する情報を社会に対して積極的に公開するよう努める。
------	---

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 1. 大学の広報システムの見直しと抜本的強化に努め，各種媒体を通して大学情報の公開に努める。	大学概要，大学案内等の掲載情報の充実及びプレスリリースの推進など各種媒体を通して大学の活動内容情報の提供を推進する。		大学ホームページの掲載情報を充実させ，伝わりやすく見やすいものに全面リニューアルした。 記者発表を21回行った。（卒業式・入学式を含む。昨年度は9回） ・メディアヒアリングを行い，マスコミから見た本学の認知度・イメージを調査した。 英文リーフレットの全面改定を行い，A4版とし，文字も大きく見やすくした。また掲載内容についても一新した。	
2. 大学全体の諸活動及び教員の教育研究活動に関する情報のデータベース化により，情報提供の充実を図る。	教員の教育研究活動に関する情報のデータベース化を行うため「教育研究活動データベース」を稼働させる。		全学評価委員会において導入が決定された教育研究活動データベースについて，平成16年5月に各教員に入力依頼，同年8月にはその登録情報の一部を「研究者総覧」として大学ホームページ上に公開した。研究者総覧へのアクセスは7ヶ月で約7万件に登る。平成17年3月開催の評価委員会において，データベース登録情報を集計し，教育成果，研究成果，社会貢献等の調査統計データについて検証した。また，産学連携・社会連携のための研究者紹介として，「YNU研究技術シーズデータ集（速報版）」を平成16年7月に発行，さらに9月には増刷，また，平成17年2月には改訂版を発行し，本学の研究情報提供を強化した。（再掲）	
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

自己点検・評価及び情報の提供に関する特記事項

中期目標・中期計画を具体化する16年度計画において、本学が率先して取り組んでいる特記事項は次のとおりである。

大学評価に備えての組織づくり

国立大学法人としての大学評価に備えるため、全学の評価委員会の下に、担当理事を委員長とし、担当学長補佐、各部局選出教員、事務局各部長で構成する「大学評価専門委員会」を評価委員会の作業部会として設置し、各年度終了時の法人評価の実施方法の検討及び各年度の自己点検・評価を行うこととした。

教育研究活動データベース

16年5月には大学評価に備えた基礎データを収集するために「教育研究活動データベース」を稼働させ、8月には、その登録情報の一部を「研究者総覧」としてホームページに公開し、外部への教育研究情報提供の手段とした。

【部局の取り組み】

各部局にあっては、評価委員会、戦略企画室、自己点検委員会等を設置し、自己点検・評価の基礎資料の計画的収集を行うため調査部会を設けたり、関連する委員会において、それぞれ自己点検・評価に対応している。

情報の提供に関する工夫

ホームページのリニューアル

情報提供にもっとも活用されていると思われるホームページをリニューアルし、訪問者別メニューの設置、訪問者に応じた大学基礎情報の提示、イベントカレンダーの設置やインデックスの増設、大学ニュースの提供、など掲載情報を充実と工夫により、見やすく、情報が伝わりやすい画面とした。なお、ホームページに掲載した「研究者総覧」には7ヶ月で7万件以上のアクセスがあり、大学のアカウントビリティの一翼を担う役割を果たした。「研究者総覧」は印刷物としても刊行した。

研究技術シーズデータ集

産学連携・社会連携のための研究者紹介として研究技術シーズデータ集（速報版）を7月に750部発行、9月に1,000部を増刷、さらに2月に改訂版2,000部を発行し、研究情報の提供を強化した。

その他業務運営に関する重要目標
1 施設設備の整備・活用等に関する目標

中 期 目 標	大学としての施設の整備に係る基本方針及び長期的な構想を明確化するとともに、教育研究スペースの有効利用を図りつつ、重点的かつ計画的な施設・設備の更新及び整備を実施し、教育研究環境の効果的かつ効率的な整備に努める。 1)施設設備の整備・活用に関する基本方針 施設の点検・評価に基づき、その効果的・効率的利用を推進し、教育研究に係る将来構想に基づき、重点的かつ計画的整備に努める。 2)施設設備の機能保全・維持管理に関する基本方針 教育研究の確実な遂行及び施設の安全性・信頼性を確保し、所要の施設機能を長期間発揮するため、計画的な整備、維持・保全を行い、適切な教育研究環境の確保に努める。
----------------------------	---

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 1)施設等の整備に関する具体的方策 1.全学的視野にたつて、教育研究計画に相応しい環境形成を行うため、国立大学等施設緊急整備5ヶ年計画、リニューアル計画、大学エコキャンパス指針及び計画などに基づく整備計画を策定する。			17年度から実施するため、16年度は年度計画なし	
2.重点的な教育研究を支援する施設整備、外国人研究者・留学生の受入を支援する施設整備、老朽施設の改善整備、学生支援・交流等のスペースの確保等、教育研究と一体的な施設整備に努める。	教育研究と一体的な施設整備を行うため、外国人研究者・留学生の受入を支援する施設整備、老朽施設の改善整備、学生支援・交流等のスペースの確保等重点的な施設整備等の検討を行う。		・外国人研究者の受入を支援するため大岡国際交流会館の居室の増設（夫婦室1，单身室3）を行った。 ・外国人研究者・留学生の受入を支援するため大岡国際交流会館及び留学生会館にLAN工事をを行いネットワーク環境を整えた。 ・老朽施設の耐震調査に基づいて整備計画を策定した。 ・学生支援・交流等のスペースの確保については検討中である。	
2)施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 1.施設利用効率を向上させるため、施設利用状況の点検・評価を実施し、多様な教育・研究ニーズに対応した施設の有効活用に努める。			17年度から実施するため、16年度は年度計画なし	
2.新築・増築及び大型改修により校舎等の整備を行う場合は、当該整備面積の20%を全学共通利用スペースとして確保する。また、全学共通利用スペースは、利用形態に応じた経費の負担を実施する。			17年度から実施するため、16年度は年度計画なし	
3.施設設備の機能保全・維持管理のため、耐震性能の低い建物の安全確保、老朽等による機能低下に伴う改善整備、リニューアル計画に基づく施設の機能保全の推進、インフラ整備の機能確保のために適切な更新・改修に努める。	施設設備の機能保全・維持管理のため、耐震性能の低い建物の安全確保、老朽等による機能低下に伴う改善整備、リニューアル計画に基づく施設の機能保全の推進、インフラ整備の機能確保のために適切な更新・改修に努める。		改善計画等に基づき講義棟10室・第2食堂の冷房化など整備を実施した。	
			ウェイト小計	

その他業務運営に関する重要目標
2 安全管理に関する目標

中期目標	<p>1) 全学的な安全管理体制を構築し、学生・教職員の安全教育対策を始め、盗難や事故防止等のセキュリティ対策、情報セキュリティ対策など、教育研究環境の安全・衛生の確保に努める。</p> <p>2) 新たな教育研究環境を創造するため、環境を意識した教育・研究、環境と共生する施設設備の整備及び環境に配慮した管理・運営に取り組み、広く社会及び地域環境と調和のとれたキャンパスの構築を推進する。</p> <p>3) 学校保健法及び労働安全衛生法に則り、全学的な安全衛生管理体制を構築し、学生・教職員の健康管理を充実させる。</p>
------	---

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
2 安全管理に関する目標を達成するための措置 1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 1. 労働安全衛生法など関係法令等を踏まえて、教職員・学生・児童・生徒の安全を確保するため、安全衛生委員会を設置するなど、安全管理体制の整備を推進する。	労働安全衛生法など関係法令等を踏まえて、教職員・学生・児童・生徒の安全を確保するため、全学的な安全衛生委員会を設置し、部局の安全衛生委員会と連携・協力して、安全衛生管理体制の整備を推進する。		<ul style="list-style-type: none"> 平成16年4月に全学及び各部局に安全衛生委員会を設置し、教職員・学生・児童・生徒の安全確保のための方策として、職場巡回点検項目、巡回報告書及び事故報告書様式を定め、安全衛生委員及び衛生管理者による巡回を定期的に行い、毎月、結果を安全衛生委員会に報告し、対応策の検討等を行っている。また、突発的な事故（11件、うち人身事故を含む事故（救急車）6件）や救急車を要請（急病3件）した時には、直ちに事故報告書（急病者発生報告書）を提出させ、全学安全衛生委員会で対応策・再発防止策の検討・審議を行っている。 安全衛生の整備・確保の一環として、各種「安全標識」を一新し、法令表示義務箇所及びその他の危険箇所等に掲示し、意識改革・啓蒙・注意喚起をした。 安全衛生委員会主導による作業環境測定、クレーン・局所排気装置の定期点検を全学的に実施し、教職員・学生等の健康維持・事故防止を図っている。 安全衛生委員会主導により安全衛生関係資格取得所得者の計画的養成を行っている。（16年度は、衛生工学衛生管理者1名、衛生管理者6名、危険物取扱者（甲種）1名、粉じん作業に関する安全衛生特別教育1名） 	
2. 放射線等の利用者の安全確保のため、施設の整備、管理の充実に努めるとともに、毒劇物等の危害防止、盗難防止、保管・設備点検等管理の徹底に努める。	放射線等利用者の安全確保のため、施設の維持・保全計画を策定するとともに、毒劇物等の危害防止、盗難防止、保管・設備点検等管理体制の整備を図る。		放射線等利用者の安全確保のため、施設の維持・管理システムを策定し、実行に移している。また、各研究室保有の密封線源装置機器（放射線発生装置）の「使用記録簿」「受け入れ・保管・運搬・廃棄」「放射線量測定結果」等記録簿の厳正な記録・保管を義務づけた。毒劇物等の危害防止、盗難防止、保管・設備点検等管理体制の整備については、全学安全衛生委員会に設置された化学薬品部会が中心になって検討し、毒劇物等の保管の徹底を図るとともに、毒劇物を含む化学薬品全般にわたり保有状況、使用状況を監視するシステム（PRTTR法に基づく管理を含む）の導入を決定し、運用に向けた準備を進めている。	
3. 構内のセキュリティ対策について、点検調査を行い、必要な設備等の整備を図る。	セキュリティ対策について点検調査を行い、警備委託内容の強化等により、夜間及び休日のセキュリティの向上を図る。		警備委託内容の見直しを行い、夜間については4名から6名に、休日等の昼間は2名から3名に増員し構内巡回回数を増やすこと等により警備を強化した。また、警備員による建物施設点検調査を行い利用者へ注意喚起した。	
4. 大学エコキャンパス建築指針及び同行動計画を推進し、環境保全への取り組みを目指すとともに、PRTR（環境汚染物質排出移動登録）	大学エコキャンパス建築指針及び同行動計画に基づき、リサイクルの推進、省エネ・省コスト対策を行うとともに、PRTR（環境汚染物質		平成16年度エコキャンパス行動計画に基づきリサイクル・省エネルギーについて学内広報誌、通知文書等で学内への啓蒙を行った。また、省エネ（省コスト）を推進するため、学内に委員会を立ち上げた。	

<p>等実験廃棄物の全学的な管理体制の構築を検討し、廃棄物の適切な処理とリサイクルの推進、省エネ・省コスト対策を行う。</p>	<p>質排出移動登録)等実験廃棄物等の適切な処理等全学的な管理体制を検討する。</p>	<p>・全学安全衛生委員会のもとに化学薬品部会を立ち上げ、薬品管理システムの一部導入を行った。</p>	
<p>2)学生・教職員の安全確保等に関する具体的方策 安全衛生委員会や安全管理教育の実施機関を設置するなど安全管理体制の整備を推進し、教育研究における安全確保のために安全教育を実施する。</p>	<p>1.安全衛生委員会を中心に教職員・学生への安全衛生に対する意識向上を図る。 2.新入生には、「学生教育研究傷害保険」への加入を奨励し、加入率を増加させる。 3.実験・実習に携わる教職員・学生全員に「安全の手引」を配付するなど、教職員・学生に対し、安全確保に関する方策を周知する。</p>	<p>1.平成16年7月に「安心・安全の科学研究教育センター」を設置し、安全衛生の研究を推進するとともに、開所記念特別講演会(参加者212名)及びイブニングセミナー(2回開催、参加者約20名、約30名)を開催するとともに、全学学生向け(学部生・大学院生)の安全衛生に関する授業を実施した。 2.新入生には、入学書類とともに、「学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究賠償責任保険」への加入申込書等を送付し、加入奨励を行った。また、各学部・研究科・学府で行われている新入生オリエンテーションにおいて、「学生便覧」及び「安全の手引」により、加入奨励を行っており、昨年度に比べ加入率が8.6ポイント増加した。 (平成15年度加入率:57.8%,平成16年度加入率:66.4%) 3.実験・実習に携わる教職員・学生全員への「安全の手引き」を配布(教育人間科学部・教育学研究科;2,400部,工学部・工学府;2,600部,環境情報学府;450部)し、安全衛生パトロール,衛生管理者巡回等時に、安全確保・不安全行動等に対する注意等を行った。</p>	
<p>3)学生・教職員の安全衛生管理に関する具体的方策 1.健康診断内容の充実及び健康診断の効率化並びに疫学・統計処理のための新たな健康診断システムを構築する。</p>	<p>新健康診断システムを導入するとともに、システムに即した健康診断を考案・実施する。</p>	<p>・平成16年度から新健康診断システムを導入し、学生・教職員の健康診断データを継続的に管理することが可能となり、学生・教職員が保健管理センターを訪れた際には、これらの継続した健康管理データを基に保健管理医(産業医も兼ねる)が学生・各教職員に合った適切なアドバイスができるようになった。また、教職員の人間ドック受診者についても、産業医に検診結果を提出することにより、継続的に健康管理を行うことが可能となった。 ・教職員については、健康診断内容の充実を図るため、平成16年度から血液検査の対象者を全教職員とした。 ・有機溶剤取扱者や放射線従事者等を対象とした特別健康診断の検診結果についても新健康診断システムの導入によって学生・各教職員の継続的なデータ管理が可能となった。</p>	
<p>2.労働安全衛生法に則り、教職員のメンタルヘルス・ケアの充実を図る。</p>	<p>教職員のメンタルヘルス・ケアを充実するため、新健康診断システムにおいて、メンタルヘルスに関する問診項目を追加するとともに、保健管理センターと学外専門病院との連携体制を作る。</p>	<p>・教職員のメンタルヘルス・ケアを充実するため、定期健康診断時に「メンタルヘルスに関する追加問診項目」を大学独自で考案し、教職員が自己のメンタルヘルスに対してチェックを行うことで各個人のストレスの度合を算出し、それを各個人に通知することにより、受診者自身の「気づき」を促す効果があった。この問診項目は、保健管理センター医師(産業医を兼ねる)が管理し、新健康診断システムと併用して教職員のメンタルヘルス・ケアに活用される。 ・学内の精神神経科医師、カウンセラーによる問診の後、必要な場合は学外専門病院に治療を委託する体制を作った。</p>	
<p>3.学内における心肺蘇生法の普及に努め、救急救命対策を充実させる。</p>	<p>学内の救命救急システムを整備するため、教職員・学生に対する心肺蘇生法の教育・指導を行うとともに、半自動除細動器を学内に設置する。</p>	<p>・学内の救命救急システムを整備するため、保健管理センターに半自動除細動器を設置し、平成17年2月10日に保健管理センターの看護師及び学内の衛生管理者資格保有者に対し心肺蘇生法及び半自動除細動器の取扱についての講習会を開催した。</p>	
		<p>ウェイト小計</p> <hr/> <p>ウェイト総計</p>	

〔ウェイト付けの理由〕

その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項

中期目標・中期計画を具体化する16年度計画において、本学が率先して取り組んでいる特記事項は次のとおりである。

施設整備に関する取り組み

施設改善計画に基づき、長年の懸案事項であった第2食堂の冷房化や講義棟(10室)の冷房化を実施した。また研究者・留学生のための大岡国際交流会館(研究者用宿舎)及び留学生会館にLAN工事を行いネットワーク環境を整備した上、大岡国際交流会館の居住室を増設し、よりよい教育研究環境を提供した。

安全管理に関する取り組み

- (1) 16年7月に、安全衛生の研究を推進し、全学学生・大学院生向け授業を実施するため「安心・安全の科学研究教育センター」を設置し、全学学生・大学院生向け授業を行うとともに、イブニングセミナーや社会人向けセミナーを開催した。
- (2) 安全衛生委員会
 - ・大学において健康で安全な教育研究活動を行えるよう、全学の安全衛生委員会の下、教職員・学生の健康診断について新システムを導入し健康管理の充実を図った。
 - ・全学及び各部局に安全衛生委員会を設置し、教職員・学生・児童・生徒の安全確保のための組織を作り、安全への対応策・事故が起きた場合の再発防止策の検討・審議を行っている。また「安全の手引き」を作成し、実験・実習に携わる教職員・学生全員に配付し、安全確保に努めた。また安全衛生関係資格(衛生工学衛生管理者、衛生管理者、危険物取扱者、粉じん作業に関する安全衛生特別教育など)の計画的養成を行っている。
 - ・学内の救命救急システムを整備するため、保健管理センターに半自動除細動器を1台設置し、同センター看護師及び衛生管理資格保有者に対し講習会を実施するなど医学部を置かない大学としては早期から救命救急システム整備に取り組んだ。
- (3) その他
 - 広大な敷地・多くの建物を管理するため委託警備により行っているが、構内セキュリティ対策について調査を行い、特に休日・夜間における構内巡回を増やすなど警備委託内容を強化した。

予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

財務諸表及び決算報告書を参照

短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績	
1 短期借入金の限度額 2.3億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延及び予見しがたい事故等のために緊急に必要となる対策費として借入を行うことも想定される。	1 短期借入金の限度額 2.3億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延及び予見しがたい事故等のために緊急に必要となる対策費として借入を行うことも想定される。	該当なし	

重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画の予定はない。	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画の予定はない。	該当なし	

剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績	
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究環境の整備、充実に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究環境の整備、充実に充てる。	該当なし	

そ の 他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	決定額(百万円)	財源
小規模改修	総額282	施設整備費補助金 (282) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営センター施設費交付金 ()	小規模改修	総額47	施設整備費補助金 (47) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営センター施設費交付金 ()	小規模改修	総額47	施設整備費補助金 (47) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営センター施設費交付金 ()
<p>(注1) 金額については見込みであり，中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。</p> <p>なお，各事業年度の施設整備費補助金，船舶建造費補助金，国立大学財務・経営センター施設費交付金，長期借入金については，事業の進展等により所要額の変動が予想されるため，具体的な額については，各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>			<p>(注) 金額は見込みであり，上記のほか，業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や，老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p>					

計画の実施状況等

- 「小規模改修」
 - ・老朽化や機能劣化に伴う施設設備の更新及び改善整備
 - ・工学部共用スペース改修(32百万円)
 - ・工学部講義棟C空調設備改修(15百万円)
- ・計画変更なし

そ の 他 2 人事に関する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
<p>1)人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 部局の状況に応じて、業績評価に基づいた適正なインセンティブの付与のための給与、勤務条件等の整備を進める。</p> <p>2)柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 1. 部局の状況に応じて必要な場合には定年制の柔軟な適用を検討し、研究プロジェクトや優れた教育の継続性を確保する。 2. 全学教員枠（仮称）の設定により、国内外の優秀な人材を採用し、教育研究の特定分野の充実を図る。</p> <p>3)任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 採用人事にあたっては公募制を積極的に活用し、優れた人材の確保に努めるとともに、複数の部局にまたがった連携・協力を強化する。</p> <p>4)外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 部局の特性に応じて他大学出身者、本学出身者の他機関勤務経験者、さらに外国人や女性など、多様な経歴・経験や出身基盤を持つ者を積極的に採用するよう配慮する。</p> <p>5)事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 1. 職員の専門性を高めるために研修制度の整備を図るとともに、学外研修への派遣を進める。 2. 職員のキャリア形成、組織の活性化のために、他大学など外部との交流を積極的に行う。 3. 産学連携分野のプロジェクト型業務などの専門職員については、優れた人材を確保するため、民間等から適材適所で積極的な任用を行う。</p> <p>6)中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 部局の状況を踏まえ、教職員の人員管理にあたっては、運営費交付金の人件費総枠の中で適正かつ効率的な人事計画を推進する。</p> <p>（参考）中期目標期間中の人件費総額見込み 66,073百万円 （退職手当は除く）</p>	<p>1)人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 各部局における各教員に対する業績評価に基づき、特別昇給、勤勉手当などをインセンティブとして活用する。</p> <p>2)柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 教育研究の特定分野の充実を図るため、特任教授（仮称）や全学教員枠（仮称）などを活用する。</p> <p>3)任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 部局の実情に応じ、公募制を積極的に活用するとともに、学部教育等の活性化のために他部局との協力・連携関係の強化を図る。</p> <p>4)外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 部局の特性に応じて、多様な経歴・経験や出身基盤を持つ者を採用するにあたり格別の配慮を行う。</p> <p>5)事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 1. 階層別、パソコン、技術職員、職員教養教育（放送大学授業科目）等の研修を実施する。 2. 他大学等との人事交流の今後の在り方について検討を行う。 3. 高度な専門的能力が要求される職種については、民間等からの任用を検討する。</p> <p>6)中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 部局の状況を踏まえ、運営費交付金人件費総枠の中で、教職員の適性に照らした適切な配置計画を検討する。</p> <p>（参考1）平成16年度の常勤職員数 1,027人 また、任期付職員数の見込みを12人とする。 （参考2）平成16年度の人件費総額見込み 11,082百万円 （退職手当は除く）</p>	<p>「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P35～36参照</p>

（参考）

	平成16年度
(1) 常勤職員数	1,014人
(2) 任期付職員数	10人
(3) 人件費総額（退職手当を除く）	11,088百万円
経常収益に対する人件費の割合	71.8%
外部資金により手当した人件費を除いた人件費 外部資金を除いた経常収益に対する上の割合	10,995百万円 71.7%
標準的な常勤職員の週あたりの勤務時間として規定されている時間数	40時間 分

別表 (学部の学科、研究科の専攻等)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a) (名)	(b) (名)	(b)/(a) × 100 (%)
教育人間科学部			
学校教育課程	920	1010	109.8
(うち教員養成に係る分野)	(920)	(1010)	(109.8)
地球環境課程	200	213	106.5
マルチメディア文化課程	360	423	117.5
国際共生社会課程	360	445	123.6
経済学部			
経済システム学科	382	444	116.2
国際経済学科	460	554	120.4
経済法学科	168	228	135.7
経営学部			
経営学科			
昼間主コース	300	296	98.7
夜間主コース	62	75	121.0
会計・情報学科			
昼間主コース	280	297	106.1
夜間主コース	45	55	122.2
経営システム科学科			
昼間主コース	260	333	128.1
夜間主コース	45	57	126.7
国際経営学科			
昼間主コース	260	333	128.1
夜間主コース	45	59	131.1
工学部			
(第一部)			
生産工学科	560	659	117.7
物質工学科	640	727	113.6
建設学科	520	591	113.7
電子情報工学科	580	680	117.2
知能理工学科	360	413	114.7
(第二部)			
生産工学科	90	116	128.9
物質工学科	90	117	130.0
教育学研究科(修士課程)			
学校教育臨床専攻	18	54	300.0
学校教育専攻	32	52	162.5
障害児教育専攻	16	25	156.3
言語文化系教育専攻	40	46	115.0
社会系教育専攻	30	37	123.3
自然系教育専攻	50	40	80.0
生活システム系教育専攻	28	29	103.6
健康・スポーツ系教育専攻	16	29	181.3
芸術系教育専攻	30	39	130.0
国際社会科学部			
【博士課程前期】			
経済学専攻	38	30	78.9
国際経済学専攻	34	75	220.6
経営学専攻	54	55	101.9
会計・経営システム専攻	30	53	176.7
経済関係法専攻	26	32	123.1
国際関係法専攻	52	83	159.6
【博士課程後期】			
国際開発専攻	27	36	133.3
グローバル経済専攻	27	57	211.1
企業システム専攻	30	45	150.0
国際経済法専攻	21	39	185.7
【専門職学位課程】			
法曹実務専攻	50	55	110.0

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
工学府			
機能発現工学専攻	195	272	139.5
うち博士課程(前期)	(143)	(222)	(155.2)
博士課程(後期)	(52)	(50)	(96.2)
システム統合工学専攻	212	266	125.5
うち博士課程(前期)	(156)	(228)	(146.2)
博士課程(後期)	(56)	(38)	(67.9)
社会空間システム学専攻	117	182	155.6
うち博士課程(前期)	(84)	(149)	(177.4)
博士課程(後期)	(33)	(33)	(100.0)
物理情報工学専攻	222	316	142.3
うち博士課程(前期)	(162)	(276)	(170.4)
博士課程(後期)	(60)	(40)	(66.7)
環境情報学府			
環境生命学専攻	115	184	160.0
うち博士課程(前期)	(70)	(113)	(161.4)
博士課程(後期)	(45)	(71)	(157.8)
環境システム学専攻	128	130	101.6
うち博士課程(前期)	(80)	(109)	(136.3)
博士課程(後期)	(48)	(21)	(43.8)
情報メディア環境学専攻	115	172	149.6
うち博士課程(前期)	(70)	(138)	(197.1)
博士課程(後期)	(45)	(34)	(75.6)
環境マネジメント専攻	101	121	119.8
うち博士課程(前期)	(62)	(67)	(108.1)
博士課程(後期)	(39)	(54)	(138.5)
特殊教育特別専攻科	60	38	63.3
附属鎌倉小学校	720	711	98.8
学級数 18		学級数 18	
附属横浜小学校	765	739	96.6
学級数 18		学級数 18	
附属鎌倉中学校	525	516	98.3
学級数 12		学級数 12	
附属横浜中学校	405	401	99.0
学級数 9		学級数 9	
附属養護学校小学部	18	21	116.7
学級数 3		学級数 3	
附属養護学校中学部	18	21	116.7
学級数 3		学級数 3	
附属養護学校高等部	24	36	150.0
学級数 3		学級数 3	
学部計(専攻科含む)	7,047	8,163	115.8
修士課程計	1,321	1,981	150.0
専門職学位課程計	50	55	110.0
博士後期課程計	483	518	107.2
大学合計(附属学校除く)	8,901	10,717	120.4
附属学校合計	2,475	2,445	98.8

上記のほか、教育学部に7名、教育学研究科保健体育専攻に1名、国際開発研究科に2名、工学研究科に22名(博士前期2名、博士後期20名)在学しているが、これらの学部等は改組に伴い、学生が在学しなくなるまでの間存続することとされているものであり、収容定員も定めていないことから欄外の記載とした。

計画の実施状況等

教育人間科学部

マルチメディア文化課程

マルチメディア文化課程では、例年ほぼ100名の学生が入学している。若干の退学者もいるが、例年20名強の学生が留年し、卒業延期になっているため、収容人数が超過している。

国際共生社会課程

課程の性格上、学生に海外留学を特に奨励している。在学中に留学すると、4年間で卒業出来ない場合が多い。また、課程の性格上、留学生を多数受け入れていることも理由の一つである。

経済学部

経済学部は、平成16年度より定員230名、それ以前は250名であり、一般入試による学生をその枠内で受け入れている。それ以外に、帰国子女を含む外国学校出身者特別選抜で10名前後を、また、国費留学生、私費留学生も10数名を毎年定員外で受け入れているので、収容数が多くなっている。

経営学部

差のあるコース全てにおいて、単位の実質化により、修業年限を超える者がいるため。

工学部（第一部生産工学科，電子情報工学科）

- ・入学時に辞退者があることを考慮して定員より若干多めに入学させるが、年度によって辞退者が予想より少ない場合がある。
- ・学年進行に従って、取得単位等に進級の条件を課しているが、その条件を満足せずに留年するものがあるため。

工学部（第二部生産工学科，物質工学科）

- ・二部は勤労学生(昼間アルバイトをしている学生も含む)が多いため、一部に比べて留年および休学等の割合が高い。
- ・入学定員が少なく、教育環境に余裕があるため、入学時に定員をオーバーして入学させている。

教育学研究科

学校教育臨床専攻

現代の教育に関する諸問題への対応やカウンセリング技法へのニーズが極めて高く志願者が多いため、優秀な者については可能な限り多くを収容してきた。また、夜間主で長期履修申請者が多いことも収容数の増加につながっている。

学校教育専攻

教育学研究科では、研究科全体として熱意と能力のある人材を積極的に受け入れるという基本的な方針を持って設置された。この方針のもと、本専攻では、受験者には優秀な人材が多く、本専攻が研究対象としている様々な教育問題を研究したいという意欲も高かったこともあり、多くの院生を受け入れてきたが、これが収容数の増加につながった。

障害児教育専攻

障害に関する学問のニーズは、教育の分野のみならず心理、福祉、医療、看護関係者にまで広がり、これらの分野からの希望者が本専攻に応募してくる。競争率も高く学生も優秀であり本専攻ではこれらの社会的ニーズに応えるために定員を上回る学生を受け入れ教育研究活動に励んでいる。

社会系教育専攻

本専攻の取り扱う研究領域へのニーズが高く、優秀な応募者については積極的に収容してきたことと、夜間主で長期履修申請者があることから収容数が多くなっている。

自然系教育専攻

本専攻の場合、研究遂行に大がかりな実験装置を用いる必要があると思われるがちで、現職教員で本専攻への進学を希望した場合、試験実施の実現性を危ぶんで進学を諦めているケースが多いと予測される。大がかりな実験装置がなくても十分修士論文になりうる研究テーマがあるが、そのことを推察できるような状況になっておらず、周知されていないことが収容数が収容定員を下回っている理由と考えられる。

健康・スポーツ系教育専攻

健康・スポーツ系教育専攻では、研究に対する熱意がありなおかつそれを遂行する能力のある現職教員については指定の枠を若干越えて合格させている。また、このときの指導体制を十分に確保している。しかし、夜間主の現職教員は、より研究論文を充実させるために、修業年限を3年あるいは4年の長期履修生として申請する場合が多く見られる。そこで、結果的に定員枠の15%をこえる場合が生じている。

芸術系教育専攻

- ・本専攻で、収容数が収容定員を超えている理由には次のものがあげられる。
 - ・夜間主コースにより長期履修を認めているため。
 - ・単位の実質化により、修業年限を超える者がいるため。

- ・修士論文の研究の追求等により修業年限を超える者がいるため。

国際社会科学研究所

【博士課程前期】

- （経済学専攻，国際経済学専攻）
 - ・国際経済学専攻の志望が多く、かつ英語コースの政策留学生（毎年5～8名）の所属が国際経済学専攻になっているため。
- （会計・経営システム専攻）
 - ・単位の実質化により、最短修業年限を超えて在学する者がいるため。
 - ・定員に対し、需要が多く、入学者が定員を大きく超えているため。
- （経済関係法専攻）
 - ・単位の実質化により、最短修業年限を超えて在学する者がいるため。
- （国際関係法専攻）
 - ・単位の実質化により、最短修業年限を超えて在学する者がいるため。
 - ・1年次に法整備支援の学生7名、2年次にインフラ管理学コースの学生14名が含まれているため。

【博士課程後期】

- （国際開発専攻）
 - ・単位の実質化により、最短修業年限を超えて在学する者がいるため。
 - ・3年で博士号を取得するよう集団指導制をとるなど努力しているが、4年以上かかる院生が多いため。
- （グローバル経済専攻）
 - ・毎年、多数の志願者があり、一定レベル以上の研究能力を有する学生を受け入れているため。
- （企業システム専攻）
 - ・単位の実質化により、最短修業年限を超えて在学する者がいるため。
 - ・3年で博士号を取得するよう集団指導制をとるなど努力しているが、4年以上かかる院生が多いため。
- （国際経済法学専攻）
 - ・単位の実質化により、最短修業年限を超えて在学する者がいるため。
 - ・3年で博士号を取得するよう集団指導制をとるなど努力しているが、4年以上かかる院生が多いため。

工学府（博士課程前期，4専攻共通）

- ・社会のニーズが学部卒から大学院博士課程前期卒に移行しつつあり、それに伴って学生の大学院進学への希望者が大幅に増えている。
- ・大学院の入学試験が資格試験であり、進学能力のある者をなるべく排除しないようにしている。
- ・博士課程前期は社会に出て活躍できる高度技術者の養成を目指しており、教育の質を落とさないよう全教員挙げて努力している。
- ・定員を上回って入学させているため、研究室が手狭になっている等の問題が生じている。今後の検討が必要である。
- ・16年10月入学者数：博士課程（前期）機能発現工学専攻1名、システム統合工学専攻3名、社会空間システム学専攻1名

工学府（博士課程後期，システム統合工学専攻及び物理情報工学専攻）

- ・後期課程は秋期入学者も含めて定員を満たすよう努力している。
- ・16年10月入学者数：博士課程（後期）機能発現工学専攻3名、システム統合工学専攻8名、社会空間システム学専攻5名、物理情報工学専攻1名
- ・物理情報工学専攻のうち、物理工学コースはこれに対応する学部組織である知能理工学科の一期生が初めて後期課程に進学した年度であるためである。

環境情報学府（博士課程前期，環境生命学専攻，環境システム学専攻及び情報メディア環境学専攻）

- ・社会が求めている、環境にかかわるリスクをコントロールし、マネジメント能力を身に付けた専門的・実践的な観点から問題を解決できる能力を持った人材をできるだけ多く輩出する。
- ・各専攻の入学定員を上回る、学府で定めた合格基準を満たしている優秀な受験者が多数いるため、各専攻で基準を設けて可能な限り受け入れている。
- ・博士課程後期にできるだけ多くの優秀な学生を入学させるための原資を確保している。
- ・長期履修学生等の修業年限を超える学生が在学している。

環境情報学府（博士課程後期，環境生命学専攻及び環境マネジメント専攻）

- ・社会が求めている、環境にかかわるリスクをコントロールし、マネジメント能力を身に付けた専門的・実践的な観点から問題を解決できる高度の能力を持った人材をできるだけ多く輩出する。
- ・学府で定めた合格基準を満たしている優秀な受験者が多数いるため、専攻で基準を設けて可能な限り受け入れている。

環境情報学府（博士課程後期，環境システム学専攻，情報メディア環境学専攻及び環境マネジメント専攻）

- ・秋季（10月）入学制度を導入している。
- ・博士課程後期の通常3年間の授業料等就学経費負担は、学生にとって極めて厳しい状況にあり、後期課程進学の際壁となっている。このため、授業料の減免、RA雇用拡大等の経済的支援の導入を図り、学生確保に努めたい。
- ・なお、平成17年度学府において、RA経費を増額する方針である。

特殊教育特別専攻科

本専攻科は現職派遣教員への再教育を主たる目的として設置されているものであるが、昨今の地方自治体（神奈川県）の財政難のため、派遣人数は43名から24名へとほぼ半減している。地域行政への働きかけとともに、一般学生への認知度を高めるための広報活動の努力をし、収容数の増加をはかるようにしている。

附属養護学校

小学部

本校小学部への入学希望者が多いため、各学級ともに定員より1名ずつ多く収容してきた。

中学部

小学校卒業者のうち、特殊学級に在籍していた者を中心に本校中学部への入学希望者が多いため、各学級ともに定員より1名ずつ多く収容してきた。

高等部

中学校卒業者のうち、特殊学級に在籍していた者を中心に本校高等部への入学希望者が多く、また、養護学校高等部への社会的要請があるため、各学級ともに定員より4名ずつ多く収容してきた。